

個人定期生命共済事業規約

個人定期生命共済事業細則

共済契約の内容は、個人定期生命共済事業規約および同事業細則によります。なお、共済契約の内容に含まれない「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれにかかる条項は、本規程上（略）としています。

個人定期生命共済事業規約

目 次

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条	(通 則)	1
第2条	(定 義)	1
第3条	(事 業)	3

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条	(共済期間)	3
第5条	(契約年齢の計算)	3
第6条	(生年月日および性別の誤りの処理)	3
第7条	(期間の計算)	4

第2節 共済契約の範囲

第8条	(共済契約者の範囲)	4
第9条	(被共済者の範囲)	4
第10条	(共済金受取人)	4

第3節 共済契約の締結

第11条	(共済契約内容の提示)	5
第12条	(共済契約の申込み)	5
第13条	(インターネット扱)	6
第14条	(共済契約の申込みの撤回等)	6
第15条	(共済契約申込みの諾否)	6
第16条	(初回掛金の払込み)	6
第17条	(共済契約の成立および発効日)	6

第4節 共済契約の更新

第18条	(共済契約の更新)	7
------	-----------	---

第5節 共済掛金の払込み

第19条	(共済掛金の払込み)	9
第20条	(共済掛金の払込場所)	9
第21条	(共済掛金の口座振替扱)	9
第22条	(共済掛金のクレジットカード扱)	9
第23条	(共済掛金の払込猶予期間)	9

第6節 共済金の請求および支払い

第24条	(共済金の請求)	9
第25条	(指定代理請求人の代理請求の範囲)	10
第26条	(指定代理請求人の指定または変更)	10
第27条	(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)	10
第28条	(共済金等の支払いおよび支払場所)	11
第29条	(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	12
第30条	(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)	12
第31条	(重度障害共済金をすでに支払っていた場合)	12
第32条	(戦争その他の非常な出来事の場合)	12

第7節 共済契約の終了

第33条	(詐欺等による共済契約の取消し)	12
第34条	(共済金の不法取得目的による無効)	13
第35条	(共済契約の無効)	13
第36条	(共済契約の失効)	13
第37条	(共済契約の解約)	13
第38条	(重大事由による共済契約の解除)	13
第39条	(告知義務違反による共済契約の解除)	14
第40条	(被共済者による共済契約の解除請求)	15
第41条	(共済契約の消滅)	15
第42条	(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)	15
第43条	(返戻金の払戻し)	15
第44条	(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)	15

第8節 共済契約の変更

第45条	(共済契約による権利義務の承継)	16
------	------------------	----

第46条	(氏名または住所の変更)	16
第47条	(共済契約関係者の続柄の異動)	16

第9節 他の事業規約にもとづく共済契約への移行

第48条	(他の事業規約にもとづく共済契約への移行)	16
------	-----------------------	----

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

第49条	(基本契約共済金額)	17
------	------------	----

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

第50条	(死亡共済金および重度障害共済金)	17
第51条	(死亡共済金を支払わない場合)	17
第52条	(重度障害共済金を支払わない場合)	18

第4章 傷害特約

第1節 傷害特約の締結

第53条	(傷害特約締結の要件)	18
------	-------------	----

第2節 傷害特約の種類

第54条	(傷害特約の種類)	18
------	-----------	----

第3節 傷害特約共済金額

第55条	(傷害特約共済金額)	18
------	------------	----

第4節 傷害特約の共済金および共済金の支払い

第56条	(災害死亡共済金)	19
第57条	(災害障害共済金)	19
第58条	(災害入院共済金)	19
第59条	(災害通院共済金)	20
第60条	(傷害特約共済金支払いの限度)	21
第61条	(他の障害その他の影響がある場合)	21
第62条	(事故発生の際の通知義務)	21

第63条	(傷害特約共済金を支払わない場合)	21
第64条	(地震その他の天災の場合)	22

第5章 交通災害特約

第1節 交通災害特約の締結

第65条	(交通災害特約締結の要件)	22
------	---------------	----

第2節 交通災害特約の種類

第66条	(交通災害特約の種類)	22
------	-------------	----

第3節 交通災害特約共済金額

第67条	(交通災害特約共済金額)	22
------	--------------	----

第4節 交通災害特約の共済金および共済金の支払い

第68条	(交通災害死亡共済金)	23
第69条	(交通災害障害共済金)	23
第70条	(交通災害入院共済金)	24
第71条	(交通災害通院共済金)	24
第72条	(交通災害特約共済金支払いの限度)	24
第73条	(交通災害特約共済金を支払わない場合)	24
第74条	(準用規定)	25

第6章 疾病特約

第1節 疾病特約の締結

第75条	(疾病特約締結の要件)	25
------	-------------	----

第2節 疾病特約の種類

第76条	(疾病特約の種類)	25
------	-----------	----

第3節 疾病特約共済金額

第77条	(疾病特約共済金額)	25
------	------------	----

第4節 疾病特約の共済金および共済金の支払い

第78条	(病气入院共済金)	26
第79条	(女性疾病手術共済金)	27
第80条	(疾病特約共済金を支払わない場合)	27

第7章 手術特約

第1節 手術特約の締結

第81条	(手術特約締結の要件)	28
------	-------------	----

第2節 手術特約共済金額

第82条	(手術特約共済金額)	28
------	------------	----

第3節 手術特約の共済金および共済金の支払い

第83条	(手術共済金)	28
第84条	(放射線治療共済金)	29
第85条	(準用規定)	30

第8章 先進医療特約

第1節 先進医療特約の締結

第86条	(先進医療特約締結の要件)	30
------	---------------	----

第2節 先進医療特約共済金額

第87条	(先進医療特約共済金額)	30
------	--------------	----

第3節 先進医療特約の共済金および共済金の支払い

第88条	(先進医療共済金)	31
第89条	(準用規定)	31

第9章 がん特約

第1節 がん特約の締結

第90条	(がん特約締結の要件)	31
------	-------------	----

第2節 がん特約の種類

第91条	(がん特約の種類)	32
------	-----------	----

第3節 がん特約共済金額

第92条	(がん特約共済金額)	32
------	------------	----

第4節 がん特約の共済金および共済金の支払い

第93条	(悪性新生物診断共済金)	32
第94条	(上皮内新生物診断共済金)	32
第95条	(がん入院共済金)	32
第96条	(がん手術共済金)	33
第97条	(がん放射線治療共済金)	34
第98条	(がん特約共済金を支払わない場合)	34

第10章 介護支援特約

第1節 介護支援特約の締結

第99条	(介護支援特約締結の要件)	35
------	---------------	----

第2節 介護支援特約共済金額

第100条	(介護支援特約共済金額)	35
-------	--------------	----

第3節 介護支援特約の共済金および共済金の支払い

第101条	(介護支援共済金)	35
第102条	(介護支援共済金を支払わない場合)	35
第103条	(介護支援特約の消滅)	35
第104条	(介護支援特約掛金の払込期間)	36

第11章 介護・重度障害支援特約

第1節 介護・重度障害支援特約の締結

第105条	(介護・重度障害支援特約締結の要件)	36
-------	--------------------	----

第2節 介護・重度障害支援特約共済金額

第106条	(介護・重度障害支援特約共済金額)	36
-------	-------------------	----

第3節 介護・重度障害支援特約の共済金および共済金の支払い

第107条	(介護・重度障害支援共済金)	36
第108条	(介護・重度障害支援共済金を支払わない場合)	36
第109条	(介護・重度障害支援特約の消滅)	37
第110条	(介護・重度障害支援特約掛金の払込期間)	37

第12章 疾病障害特約

第1節 疾病障害特約の締結

第111条	(疾病障害特約締結の要件)	37
-------	---------------	----

第2節 疾病障害特約共済金額

第112条	(疾病障害特約共済金額)	37
-------	--------------	----

第3節 疾病障害特約の共済金および共済金の支払い

第113条	(疾病障害共済金)	37
第114条	(疾病障害共済金を支払わない場合)	37

第13章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

第115条	(事業の実施方法)	38
第116条	(共済代理店の設置と権限)	38
第117条	(業務の委託)	38

第2節 事業の休廃止

第118条	(事業の休止または廃止)	38
-------	--------------	----

第3節 再共済の授受

第119条	(再共済)	38
-------	-------	----

第4節 (略)

第120条～第125条 (略)

第5節 特約および特則の種類

第126条 (特約の種類)	39
第127条 (特則の種類)	39

第6節 共済の種類区分

第128条 (共済契約の種類)	39
-----------------------	----

第7節 共済金額の制限

第129条 (複数契約の禁止)	39
-----------------------	----

第8節 共済契約上の紛争の処理

第130条 (管轄裁判所)	39
---------------------	----

第9節 契約者割りもどし

第131条 (契約者割りもどし金)	40
-------------------------	----

第10節 規約の変更

第132条 (規約の変更)	40
第133条 (身体障害等級別支払割合表の変更)	40
第134条 (診療報酬点数表の変更)	40

第11節 雑 則

第135条 (時 効)	40
第136条 (細 則)	40
第137条 (定めのない事項の取扱い)	40

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第138条 (掛金口座振替特則の適用)	41
第139条 (掛金口座振替特則の締結)	41
第140条 (口座振替扱による共済掛金の払込み)	41

第141条	(口座振替不能の場合の扱い)	41
第142条	(指定口座の変更等)	41
第143条	(掛金口座振替特則の消滅)	42
第144条	(振替日の変更)	42

第2章 クレジットカード払特則

第145条	(クレジットカード払特則の適用)	42
第146条	(クレジットカード払特則の締結)	42
第147条	(共済掛金の受領)	42
第148条	(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)	43
第149条	(クレジットカードの変更等)	43
第150条	(クレジットカード払特則の消滅)	43
第151条	(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)	43

第3章 インターネット特則

第152条	(インターネット特則の適用)	43
第153条	(インターネット特則の締結)	43
第154条	(電磁的方法による共済契約の申込み)	43
第155条	(電磁的方法による共済契約申込みの諾否)	44
第156条	(電磁的方法による共済契約の更新)	44
第157条	(共済契約の保全)	44
第158条	(電磁的方法)	44
第159条	(重複の回避)	45
第160条	(インターネット特則の消滅)	45

第4章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

第161条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用)	45
第162条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結)	45
第163条	(共済契約証書の不交付)	45
第164条	(共済契約証書の記載事項に関する特則)	45
第165条	(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅)	45

第5章 短期入院特則

第166条	(短期入院特則の適用)	45
第167条	(短期入院特則の締結)	45
第168条	(短期入院特則の解約の禁止)	46

第6章 移行特則

第169条	(移行特則の適用)	46
第170条	(移行特則の締結)	46
第171条	(移行特則を付帯した共済契約の申込み)	46
第172条	(移行後契約の発効日)	46
第173条	(移行後契約の共済契約の種類)	46
第174条	(移行後契約の共済金の支払い)	46
第175条	(移行後契約の通算限度)	48
第176条	(移行後契約における死亡共済金受取人)	49
第177条	(移行前契約が終了した場合の取扱い)	49
付 則		49
別紙第1～別紙第5	(略)	
別表第1	「身体障害等級別支払割合表」	50
別表第2	「不慮の事故等の定義とその範囲」	51
別表第3	「交通事故および交通機関の範囲」	53
別表第4	「対象となる女性疾病手術」	54
別表第5	「公的医療保険制度の定義」	55
別表第6	「先進医療の範囲」	56
別表第7	「悪性新生物の定義」	57
別表第8	「上皮内新生物の定義」	58
別表第9	「疾病障害の定義」	59
別表第10	「共済契約の種類」	60

個人定期生命共済事業細則

目 次

第1条	(総 則)	68
第2条	(病院または診療所に準ずる取扱い)	68
第3条	(内縁関係にある者等の範囲)	68
第4条	(死亡共済金受取人を指定または変更するときの基準)	68
第5条	(加入審査の基準)	68
第6条	(共済契約の更新を適当でないと判断される場合)	68
第7条	(長期契約および短期契約)	68
第8条	(各共済金請求の提出書類)	69
第9条	(共済契約の解約の手續)	70
第10条	(被共済者による解除請求時の取扱い)	70
第11条	(移行時に継続している入院の取扱い)	70
第12条	(災害障害共済金および交通災害障害共済金の取扱い)	70
第13条	(災害入院共済金の取扱い)	70
第14条	(災害通院共済金の取扱い)	70

第15条	(他の障害その他の影響がある場合の取扱い)	70
第16条	(精神障害および泥酔の定義)	70
第17条	(運行中および搭乗の定義)	71
第18条	(異常分娩の範囲)	71
第19条	(薬物依存の定義)	71
第20条	(略)	
第21条	(契約者割りもどし金の支払方法)	71
第22条	(細則の変更)	71
第23条	(インターネット特則にかかる基準および手続等)	71
第24条	(移行特則を付帯することができる場合)	72
第25条	(移行後契約の発効日)	72
第26条	(移行することのできる移行後契約の共済契約の種類)	72
第27条	(移行の申込みがあったとみなすことのできる移行後契約の共済契約の種類)	72
第28条	(身体障害等級別支払割合表)	73
第29条	(身体障害の状態の定義)	73
第30条	(感染症の適用範囲)	73
第31条	(改 廃)	73
付 則		73
別表第1	「身体障害等級別支払割合表」	74

個人定期生命共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、この会の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この会の定款第59条（事業の種類）第1項第12号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号の用語の定義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この会と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その生死等が共済事故とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この会に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。また、「共済金受取人」のうち、被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を「死亡共済金受取人」という。
- (4) 「指定代理請求人」とは、共済契約者が共済金等（いかなる名称であるかを問わないものとする。また、返戻金、契約者割りもどし金および共済掛金の返還を含む。以下同じ（ただし、第38条（重大事由による共済契約の解除）を除く。）を請求できない特別な事情がある場合に、共済金等の代理請求（第25条（指定代理請求人の代理請求の範囲）に規定する範囲をいう。以下同じ。）を行うことができる者として、あらかじめ指定された者をいう。また、「代理請求人」とは、共済契約者および指定代理請求人が共済金等を請求できない場合に、共済金等の代理請求をすることができる者をいう。
- (5) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日で、第17条（共済契約の成立および発効日）第2項に規定する日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日で、第18条（共済契約の更新）第1項に規定する日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (6) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (7) 「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。
- (8) 「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定するものをいい、また、「重度障害」とは、同表の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態その他この会が認めるものをいう。なお、「重度障害」および「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。（以下「施行規則」という。））第14条（障害等級等）に準じて行う。
- (9) 「不慮の事故等」とは、別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」に規定する不慮の事故および感染症をいう。
- (10) 「交通事故」とは、別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に規定するものをいう。
- (11) 「病院」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5（定義）第1項に定める病院をいい、

- 「診療所」とは、同法同条第2項に定める診療所をいう。
- (12)「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいう。
- (13)「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいう（往診による医師または歯科医師の治療を含む。）。
- (14)「女性疾病手術」とは、別表第4「対象となる女性疾病手術」に規定するものをいう。
- (15)「公的医療保険制度」とは、別表第5「公的医療保険制度の定義」に規定するものをいう。
- (16)「医科診療報酬点数表」とは、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第76条（療養の給付に関する費用）第2項および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第71条（療養の給付に関する基準）第1項（以下、この号において「法令」という。）にもとづき厚生労働大臣が定める医科診療報酬点数表をいい、「歯科診療報酬点数表」とは、法令にもとづき厚生労働大臣が定める歯科診療報酬点数表をいう。
- (17)「先進医療」とは、別表第6「先進医療の範囲」に規定するものをいう。
- (18)「がん」とは、別表第7「悪性新生物の定義」および別表第8「上皮内新生物の定義」に規定するものをいう。
- (19)「疾病障害」とは、別表第9「疾病障害の定義」に規定するものをいう。
- (20)「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含まない。
- (21)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (22)「共済契約者の収入により生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいう。
- (23)「共済契約の種類」とは、第128条（共済契約の種類）および別表第10「共済契約の種類」に規定する基本契約と特約の組み合わせにより構成される「タイプ」および「プラス」をいう。
- (24)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (25)「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。
- (26)「契約者割りもどし金」とは、この規約にもとづき、毎事業年度の決算により、剰余金が生じた場合に、共済契約者に還元するものをいう。
- (27)「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。
- (28)「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分のことをいい、次条第1項に規定する事業にかかる契約をいう。
- (29)「特約」とは、基本契約とは別に共済金の支払いがあるように、基本契約に付帯することができるものをいい、次条第2項に規定する事業にかかる契約の部分をいう。また、「特則」とは、この規約の本則に規定されている内容と異なる要件を共済契約に付帯することができるものをいう。
- (30) (略)
- (31)「細則」とは、第136条（細則）に規定するものをいい、この会の理事会の議決による。
- (32)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(33)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

(事業)

第3条 この会は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき、共済期間中に生じた死亡および重度障害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

2 この会は、前項に付帯する事業として、被共済者につき、共済期間中に生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

(1) 不慮の事故等を直接の原因とする死亡および身体障害、または不慮の事故を直接の原因とする入院および通院（これらを共済事故とする特約を以下「傷害特約」という。）

(2) 交通事故を直接の原因とする死亡、身体障害、入院および通院（これらを共済事故とする特約を以下「交通災害特約」という。）

(3) 疾病の治療を目的とする入院および女性疾病手術（これらを共済事故とする特約を以下「疾病特約」という。）

(4) 不慮の事故を直接の原因とした公的医療保険制度の給付の対象となる手術および放射線治療等、ならびに疾病の治療を目的とした公的医療保険制度の給付の対象となる手術および放射線治療等（これらを共済事故とする特約を以下「手術特約」という。）

(5) 不慮の事故を直接の原因とする先進医療による療養または疾病の治療を直接の目的とする先進医療による療養（これらを共済事故とする特約を以下「先進医療特約」という。）

(6) がんの診断確定、がんの治療を直接の目的とする入院ならびにがんの治療を直接の目的とする公的医療保険制度の給付の対象となる手術および放射線治療等（これらを共済事故とする特約を以下「がん特約」という。）

(7) 重度障害状態、かつ、常に介護が必要な状態となり一定期間を経過した日における生存（これを共済事故とする特約を以下「介護支援特約」という。）

(8) 重度障害状態となり、かつ一定期間を経過した日における生存（これを共済事故とする特約を以下「介護・重度障害支援特約」という。）

(9) 疾病による特定の身体の状態（これを共済事故とする特約を以下「疾病障害特約」という。）

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、共済契約の発効日または更新日から1年とする。ただし、この会が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年をこえ15か月未満または3か月以上1年未満とすることができる。

2 前項ただし書にいう「1年をこえ15か月未満または3か月以上1年未満」の共済契約については、つぎのように規定する。

(1) 3か月以上1年未満の共済契約を「短期契約」という。

(2) 1年をこえ15か月未満の共済契約を「長期契約」という。

3 第1項の規定において、共済契約の発効日が月の1日でない共済契約については、共済期間を共済契約の満了する日の属する月の末日まで延長する。

(契約年齢の計算)

第5条 被共済者の契約年齢は、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てる。

(生年月日および性別の誤りの処理)

第6条 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、第35条（共済契約の無効）第

1 項第 2 号により当該共済契約が無効になるとき以外の場合は、この会は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい生年月日にもとづいて共済契約の種類を訂正することができる。この場合、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、または不足分を追徴する。

2 共済契約申込書に記載された被共済者の性別に誤りがあった場合は、共済契約者から提出されたこの会所定の書類に記入された正しい性別に訂正する。

(期間の計算)

第 7 条 この規約において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入する。

2 この規約において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この規約において、特に規定のあるときを除き、その起算の日の当該当日の前日とする。

3 応当日において、該当する月に該当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなす。

第 2 節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第 8 条 共済契約者は、この会の会員である組合の組合員とする。

(被共済者の範囲)

第 9 条 被共済者となることのできる者は、共済契約の発効日または更新日において、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 共済契約者

(2) 共済契約者の配偶者（内縁関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者（以下「内縁関係にある者等」という。）を含む。ただし、共済契約者または内縁関係にある者等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同じ。）

(3) 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の子、父母（継父母を含む。以下、この条において同じ。）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

(4) 共済契約者と生計を一にする、共済契約者の配偶者の子、父母、孫、兄弟姉妹および子の配偶者

2 前項に規定する被共済者となることのできる者は、共済契約の発効日または更新日現在の年齢が第 128 条（共済契約の種類）に規定する年齢の範囲内である者とする。

3 この会は、第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、共済契約の発効日においてつぎの各号の職業に従事する者を被共済者とししない。

(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、かるわぎ師その他これらに類する者

(2) テストパイロット、テストドライバーその他これらに類する者

(3) その他この会が指定する職業に従事する者

(共済金受取人)

第 10 条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの各号のとおりとする。この場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、つぎの各号の順序により、第 2 号から第 5 号までについては、それぞれ当該各号中の順序による。

(1) 共済契約者の配偶者

(2) 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3) 共済契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

- (4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (5) 第3号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- 3 前項の場合において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。
この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表する。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、つぎの各号のいずれかに該当する場合に限り、この会所定の書類により被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができる。なお、死亡共済金以外の共済金については、共済金受取人を指定または変更することができないものとする。
 - (1) 第2項に規定する死亡共済金受取人の順位または順序を変えるとき。
 - (2) 第2項各号に該当しない共済契約者の親族に指定または変更するとき。
 - (3) この会が認める金融機関等の債権保全のとき。
 - (4) その他個人定期生命共済事業細則（以下「細則」という。）で定めるとき。
- 5 この会は、前項の規定により指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなす。
- 6 第4項の書類がこの会に到達し、この会が承諾した場合には、死亡共済金受取人の指定または変更は、共済契約者が当該書類を発した時にその効力が生じたものとする。ただし、当該書類がこの会に到達する前に指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この会は共済金を支払わない。
- 7 第4項および第5項の規定により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡し、その後に変更されない場合の死亡共済金受取人は、第1項および第2項に規定する順位および順序による。

第3節 共済契約の締結

（共済契約内容の提示）

- 第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。
- 2 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

- 第12条 共済契約申込者は、共済契約申込書につぎの各号の事項を記載し、被共済者になる者の同意を得て、署名または記名押印のうえこの会に提出しなければならない。
- (1) 共済契約の種類（第128条（共済契約の種類）に規定する共済契約の種類とする。以下同じ。）
 - (2) 共済掛金額
 - (3) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (4) 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - (5) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - (6) 申込日
 - (7) その他この会が必要と認めた事項
- 2 前項の場合にあつては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済事故の発生の可能性に関係のある重要

な事項のうち、この会が書面で行う被共済者の健康に関して告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければならない。

3 共済契約申込者は、第1項および第2項に規定するもののほか細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。

（インターネット扱）

第13条 共済契約者等は、第2編第3章のインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全（第157条（共済契約の保全）に規定する事項をいう。以下同じ。）の手續をすることができる（以下「インターネット扱」という。）。

（共済契約の申込みの撤回等）

第14条 共済契約者等は、第12条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 申込日

(3) 共済契約者等の氏名および住所

(4) 被共済者の氏名

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合において、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この会は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約申込みの諾否）

第15条 この会は、第12条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を、この会が細則で定める基準により審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この会が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済契約証書の交付により行う。

3 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 共済契約者の氏名および生年月日

(3) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄

(4) 共済金額

(5) 発効日

(6) 満期日

(7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法

(8) 共済契約番号

(9) 共済契約証書作成年月日

(10) 死亡共済金受取人が指定された場合は、その者（ただし、2人以上あるときには、代表者1人）の氏名

(11) 指定代理請求人が指定された場合は、その者の氏名および共済契約者との続柄

（初回掛金の払込み）

第16条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この会に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および発効日）

第17条 この会が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、こ

の会は、つぎの各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) この会が初回掛金を受け取った日の翌日
 - (2) 前号の規定にかかわらず、この会が、共済契約申込書のうち質問事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、質問事項に対する回答の受取日の翌日
 - (3) この会が特に認める場合であり、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- 2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。
 - 3 前条の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により共済契約の発効日を指定された共済契約については、共済契約者等は、初回掛金を共済契約の発効日の前日までにこの会に払い込まなければならない。
 - 4 この会は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回の共済掛金に充当する。
 - 5 この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第18条 この会は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（この日を「更新日」とする。）に更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号に該当する場合には、この会は、共済契約の更新を拒むことができる。
 - (1) 更新日において、被共済者が第9条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき。ただし、同条第3項の規定は、満了する共済契約と同一内容で更新する場合には適用しない。
 - (2) 共済制度の目的に照らして、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を更新することが適当でないと判断される細則に定める事由があるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ各号に規定する内容への変更を行い、共済契約を更新する。

	更新日における被共済者の年齢	満了する共済契約の種類	更新後の共済契約の種類 (別表第10「共済契約の種類」に規定する共済契約の種類がある場合に限る。)
(1)	満60歳	大型タイプ	大型60歳タイプ
(2)		総合保障タイプ	総合保障60-65歳タイプ（満了する共済契約の種類と同口数の保障）
(3)		医療保障タイプ	医療保障60-65歳タイプ（満了する共済契約の種類と同口数の保障）
(4)		医療タイプ	医療60歳移行タイプ
(5)		生命保障タイプ（基本型）	生命保障60歳タイプ（基本型）
(6)		生命保障タイプ（2倍型）	生命保障60歳タイプ（2倍型）
(7)		がん保障プラス	がん保障60歳移行プラス
(8)	満65歳	大型60歳タイプ	大型65歳タイプ
(9)		総合保障60歳タイプ	総合保障65歳移行タイプ（満了する共済契約の種類と同口数の保障）
(10)		医療保障60歳タイプ	医療保障65歳移行タイプ（満了する共済契約の種類と同口数の保障）

	更新日における被共済者の年齢	満了する共済契約の種類	更新後の共済契約の種類 (別表第10「共済契約の種類」に規定する共済契約の種類がある場合に限る。)
(11)		医療60歳タイプ	医療65歳タイプ
(12)		生命保障60歳タイプ(基本型)	生命保障65歳タイプ(基本型)
(13)		生命保障60歳タイプ(2倍型)	生命保障65歳タイプ(2倍型)
(14)	満70歳	大型65歳タイプ	大型70歳タイプ
(15)		生命保障65歳タイプ(基本型)	生命保障70歳タイプ(基本型)
(16)		生命保障65歳タイプ(2倍型)	生命保障75歳タイプ(2倍型)
(17)		総合保障65歳タイプ	総合保障70歳タイプ(満了する共済契約の種類と同口数の保障)
(18)		医療保障65歳タイプ	医療保障70歳タイプ(満了する共済契約の種類と同口数の保障)
(19)	満80歳	大型70歳タイプ	総合80歳タイプ
(20)		生命保障70歳タイプ(基本型)	生命保障80歳タイプ(基本型)
(21)		生命保障75歳タイプ(2倍型)	生命保障80歳タイプ(2倍型)
(22)		総合保障70歳タイプ	総合保障80歳タイプ(満了する共済契約の種類と同口数の保障)

- 4 第1項および前項の規定にかかわらず、この会は、規約または細則の改正があったときには、更新日における改正後の規約または細則による内容で、共済契約を更新する。
- 5 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの会に提出しなければならない。
- (1) 共済契約の種類
 - (2) 共済掛金額
 - (3) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (4) 共済契約者の氏名、生年月日、性別および住所
 - (5) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
 - (6) 申込日
 - (7) その他この会が必要と認めた事項
- 6 前項の場合にあっては、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この会の指定する書面により事実を正確に告げなければならない。
- 7 共済契約者は、第5項および第6項に規定するもののほか、細則で定める基準により、この会の指定する書類を提出しなければならない。
- 8 この会は、第5項の変更の申し出があった場合において、この会が細則で定める基準により審査し、その申し出を承諾したときには、その内容で更新し、承諾しないときには、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 9 第1項から第8項までの規定にもとづきこの会が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 10 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに、この会に払い込まなければならない。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。
- 11 前項の規定にかかわらず、第21条(共済掛金の口座振替扱)に規定する掛金口座振替特則および第22条(共済掛金のクレジットカード扱)に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の満了日の翌日から3か月間とすることができる。
- 12 第10項および第11項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができる。
- 13 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。

(1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。

(2) 第10項から第12項までに規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。

14 この会は、第1項から第12項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第8項にもとづきこの会が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第19条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払、年払または一括払とする。

2 長期契約または短期契約の共済掛金の払込方法および払い込むべき共済掛金の額については、細則で定めるところによる。

3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日までに払い込まなければならない。

4 前項で払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間（以下「共済掛金期間」という。）に対応する共済掛金とする。

5 この会は、第3項の規定にかかわらず、共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込方法別応当日の前日の属する月の末日（以下「払込期日」という。）までとすることができる。

6 共済掛金はその払込方法別応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに共済掛金の払込みを要しなくなった場合には、この会は、その払い込まれた共済掛金を共済契約者に返還する。

(共済掛金の払込場所)

第20条 共済掛金は、この会の事務所またはこの会の指定する場所に払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替扱)

第21条 共済契約者等は、第2編第1章の掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

(共済掛金のクレジットカード扱)

第22条 共済契約者等は、第2編第2章のクレジットカード払特則を付帯し、かつ、この会が当該共済契約の共済掛金にかかる債権を、指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」という。）に譲渡することを承諾することにより、当該カード会社の発行するクレジットカード（以下「クレジットカード」という。）により、当該共済契約の共済掛金を払い込むこと（以下「クレジットカード扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第23条 この会は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、第21条（共済掛金の口座振替扱）に規定する掛金口座振替特則および前条に規定するクレジットカード払特則を付帯した場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。

3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると、この会が認める場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第24条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、細則で定める書類を提出することによりこの会に共済金を請求するものとする。

2 この会は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この会の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができる。

(指定代理請求人の代理請求の範囲)

第25条 指定代理請求人が請求できる範囲は、共済契約者が受け取ることとなる共済金等とする。

(指定代理請求人の指定または変更)

第26条 共済契約者は、この会所定の書類によりこの会の承諾を得て、指定代理請求人を1人に限り、つぎの各号の範囲内から指定または変更することができる。

(1) 共済契約者の配偶者

(2) 共済契約者の直系血族

(3) 共済契約者の兄弟姉妹

(4) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

2 この会は、前項の規定により指定代理請求人の指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなす。

(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)

第27条 指定代理請求人が指定されている共済契約において、共済契約者が共済金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情がある場合には、指定代理請求人が細則で定める書類を提出して、共済金等を請求することができる。

(1) 共済金等の請求を行う意思表示が困難であるところの会が認めたとき。

(2) 治療上の都合により、この会が認める傷病名について告知を受けていないとき、または余命の告知を受けていないとき。

(3) その他第1号および第2号に準じる状態であるところの会が認めたとき。

2 前項の共済金等の請求を行う場合、指定代理請求人は、請求時において前条第1項に定める範囲内のいずれかの者であることを要する。

3 共済契約者に共済金等を請求できない第1項各号に定める特別な事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかをみたす場合には、代理請求人が細則で定める書類を提出し、この会の承諾を得て、共済金等を請求することができる。

(1) 指定代理請求人が共済金等請求時に前条第1項に定める範囲外であるとき。

(2) 指定代理請求人が指定されていないとき（指定代理請求人の指定が撤回されている場合、または指定代理請求人が死亡している場合を含む。）。

(3) 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき（なお、「特別な事情」とは、共済金等の請求を行う意思表示が困難であるところの会が認めたときをいう。以下、次項において同じ。）。

4 前項の共済金等の請求を行う場合、代理請求人は、請求時においてつぎの各号に定めるいずれかの者であることを要する。

(1) 共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者

(2) 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、共済契約者と同居し、または共済契約者と生計を一にする共済契約者の3親等内の親族

5 第1項から第4項までの規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、指定代理請求人または代理請求人は共済金等を請求することができない。

(1) 共済契約者の代理人に、共済金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき。

(2) 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済事故を生じさせたとき。

(3) 指定代理請求人または代理請求人が、故意または重大な過失により、共済契約者を第1項第1号または第3号

の状態に該当させたとき。

6 この会は、第1項から第5項までの規定により共済金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して当該共済金等の請求を受けても、これを支払わない。

7 第24条（共済金の請求）、次条、第38条（重大事由による共済契約の解除）第3項、第39条（告知義務違反による共済契約の解除）第4項および第5項、第43条（返戻金の払戻し）、第44条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）、第62条（事故発生の際の通知義務）、第130条（管轄裁判所）ならびに第135条（時効）の規定は、指定代理請求人または代理請求人が共済金等を請求する場合について準用する。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第28条 この会は、第24条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後10営業日以内に、この会の指定した場所で、共済金を共済金受取人に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、傷病の内容、事故発生の状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この会が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を要する場合において、この会に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、共済金を共済金受取人に支払うものとする。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときには、その旨をこの会が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの会に到着した日の翌日以後、当該各号に規定する期間内（複数に該当するとき、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180日

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180日

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき

90日

(4) 身体障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、身体障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき

120日

(5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき

60日

(6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき

360日

(7) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき

180日

(8) 第1号から第7号までのほか、この会ならびに共済契約者、被共済者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90日

4 この会が必要な調査を行うにあたり、つぎの各号のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、第1項から第3項までの期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わない

ものとする。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含む。以下、この項において同じ。）。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が第24条（共済金の請求）第2項にいう事実の確認、医師または歯科医師の診断を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき。

5 この会は、共済掛金の返還の請求または返戻金もしくは契約者割りもどし金（以下「返戻金」と「契約者割りもどし金」をあわせて「諸返戻金等」という。）の請求の原因となる事実が発生した日または必要な請求書類がすべてこの会に到着した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、この会の指定した場所で、共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第29条 この会は、第23条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがされない場合は、この会は、共済金を支払わない。

（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）

第30条 この会は、被共済者の生死が不明の場合において、つぎに掲げるいずれかの事由に該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとして取り扱う。

(1) 被共済者が、失踪宣告を受けたとき。

(2) 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この会が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金、災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3か月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、この会が死亡共済金、災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人は、すでに支払われたこれらの共済金をこの会に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、共済金受取人が死亡共済金、災害死亡共済金または交通災害死亡共済金を受け取る場合において、当該共済金受取人は、前項の事項を記載した書類を、この会に提出しなければならない。

（重度障害共済金をすでに支払っていた場合）

第31条 基本契約の発効日前または更新日前に、すでにこの会が重度障害共済金を支払っていた場合（この会が実施する他の事業規約による重度障害共済金または生活支援共済金の支払いを含む。）において、その支払いの原因となった傷病または障害を原因として、共済事故が発生したときは、この会は、共済金を支払わない。

（戦争その他の非常な出来事の場合）

第32条 この会は、戦争その他の非常な出来事により共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができる。

第7節 共済契約の終了

（詐欺等による共済契約の取消し）

第33条 この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫により、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知により行う。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができる。

(共済金の不法取得目的による無効)

第34条 この会は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(共済契約の無効)

第35条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1) 被共済者が共済契約の発効日にすでに死亡していたとき。
- (2) 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第9条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であったとき。
- (3) 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第128条（共済契約の種類）に規定する共済契約についての制限に反したときは、その制限に反した共済契約の種類
- (4) 基本契約または特約の共済金額が、それぞれに規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約の種類
- (5) 第12条（共済契約の申込み）の申込みの際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
- (6) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされたとき。
- (7) 共済契約が第129条（複数契約の禁止）に規定する限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済契約の種類

2 この会は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この会は、第1項の規定により、共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(共済契約の失効)

第36条 第23条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、つぎの各号のときに効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この会は、その旨を共済契約者に通知する。

- (1) 発効日または更新日が月の1日である共済契約については、払込期日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない共済契約については、払込期日の属する月の発効応当日の午前零時

(共済契約の解約)

第37条 共済契約者は、細則で定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

2 前項の規定による解約は、書面により行うものとし、その書面には解約の日を記載するものとする。

3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第38条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かって共済契約を解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
- (2) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき。

ア 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。

(5) 第1号から第4号までのいずれかに該当するほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この会は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金（死亡共済金受取人が前項第3号のみに該当した場合で、その死亡共済金受取人が共済金の一部の受取人であるときは、共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいう。以下、この条において同じ。）を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行う。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができる。

（告知義務違反による共済契約の解除）

第39条 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または第18条（共済契約の更新）第5項から第8項までの規定による更新の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げた場合には、この会は、将来に向かって共済契約を解除することができる。

2 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による共済契約の解除をすることができない。

(1) 共済契約締結時において、この会がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

(2) この会のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者（この会のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。

(4) 当該被共済者にかかる共済契約の発効日（ただし、第18条（共済契約の更新）第5項から第8項までの規定により更新した共済契約については更新日。以下、この号において同じ。）から2年以内に共済事故が生じなかったとき。ただし、発効日前に原因が生じていたことにより、共済金が支払われないときを除く。

(5) この会が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(6) 共済契約締結時から5年を経過したとき。

3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が第1項の事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しない。

4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生のものになされたときであっても、この会は、解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。ただし、共済契約者または共済金受取人が、被共済者の共

済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合を除く。

- 5 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行う。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合には、被共済者または死亡共済金受取人に対する通知により行うことができる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第40条 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第43条（返戻金の払戻し）において同じ。）を解除することを求めることができる。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第38条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号または第2号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (2) 共済契約者または共済金受取人が、第38条（重大事由による共済契約の解除）第1項第3号に該当するとき。
- (3) 第1号および第2号のほか、共済契約者または共済金受取人が、同号の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- (4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他細則で定める事由により、この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

2 共済契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被共済者から同項に規定する解除請求があったときは、この会に対する通知により、共済契約を解除しなければならない。

3 被共済者は、第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、細則で定める方法により、この会に対し共済契約を解除することを求めることができる。

4 この会は、前項に規定する解除請求を受け、将来に向かって共済契約を解除することができる。

5 前項の規定により共済契約が解除された場合には、この会は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知するものとする。

(共済契約の消滅)

第41条 被共済者が、死亡した場合にはそのときをもって、第50条（死亡共済金および重度障害共済金）に規定する重度障害共済金が支払われた場合には重度障害となったときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅する。

(取消しの場合の共済掛金の返還および共済金等の取扱い)

第42条 この会は、第33条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(返戻金の払戻し)

第43条 この会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1か月に満たない端数日を切り捨てる。以下、この条において同じ。）に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第37条（共済契約の解約）、第38条（重大事由による共済契約の解除）、第39条（告知義務違反による共済契約の解除）または第40条（被共済者による共済契約の解除請求）の規定により共済契約が解約または解除されたとき。

(2) 第41条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、第51条（死亡共済金を支払わない場合）第1項の規定により死亡共済金が支払われなかったとき。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第50条（死亡共済金および重度障害共済金）第1項の規定により死亡共済金または重度障害共済金が支払われたときには、この会は、当該共済契約の未経過共済期間に対する返戻金を共済契約者に払い戻さない。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第44条 第41条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第23条（共済掛金の払込猶予期間）に規定す

る期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第45条 共済契約者は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を第三者に承継させることができる。ただし、この場合のあらたに共済契約者となるべき第三者は、承継の申し出の日において被共済者との関係が第9条（被共済者の範囲）第1項に規定する範囲の者でなければならない。

2 共済契約者が死亡した場合には、被共済者がこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

3 前項において、被共済者が承継することが困難な場合（被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいう。）には、死亡した共済契約者の相続人が被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

4 共済契約者が死亡した場合において、第2項および第3項の規定による承継がなされなかったときは、死亡した共済契約者の相続人の同意、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、第三者が、共済契約による権利義務を承継することができる。

5 第3項の場合において、共済契約者となる相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の相続人を代理する。

6 前項の場合において、代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合には、この会が相続人の1人に対して行ったことは、他の相続人に対しても効力を生じる。

7 第3項の場合において、相続人が2人以上あるときには、各相続人は連帯してその共済契約の義務を負うものとする。

8 第1項から第4項までの規定により共済契約者になる者は、この会の会員である組合の組合員とならなければならない。

(氏名または住所の変更)

第46条 共済契約者は、つぎの事項について変更がある場合には、遅滞なくこの会の定める書式により、その旨をこの会に通知しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名または住所

(2) 被共済者の氏名

(3) 第10条（共済金受取人）第4項の規定による死亡共済金受取人の氏名

(4) 第26条（指定代理請求人の指定または変更）第1項に規定する指定代理請求人の氏名

(共済契約関係者の続柄の異動)

第47条 共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第9条（被共済者の範囲）第1項第2号から第4号までに該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの会に通知しなければならない。

第9節 他の事業規約にもとづく共済契約への移行

(他の事業規約にもとづく共済契約への移行)

第48条 この規約にもとづく共済契約の共済契約者が、つぎの各号のすべてをみたす場合には、この会の承諾を得て、この会が実施する他の事業規約にもとづく移行特則を付帯した共済契約を締結することができる（以下、この条において、移行特則を付帯した共済契約の締結を「移行」といい、移行した後の共済契約を「移行契約」という。）。

(1) この規約にもとづく共済契約が2年以上継続していること。

- (2) この規約にもとづく共済契約と移行契約の被共済者が同一人であること。
 - (3) 移行後の事業規約で規定する移行特則の締結の基準をみたすこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規約にもとづく共済契約が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、移行契約への移行後、かつ、移行契約の保障開始後であっても、その移行契約は無効とし、前項の規定による移行はなかったものとする。
- (1) 第33条（詐欺等による共済契約の取消し）第1項の規定により取り消しとなる、または取り消しとなったとき。
 - (2) 第34条（共済金の不法取得目的による無効）の規定により無効となる、または無効となったとき。
 - (3) 第35条（共済契約の無効）第1項の規定により無効となる、または無効となったとき。
 - (4) 第36条（共済契約の失効）の規定により効力を失う、または効力を失ったとき。
 - (5) 第38条（重大事由による共済契約の解除）第1項の規定により解除される、または解除されたとき。
 - (6) 第39条（告知義務違反による共済契約の解除）第1項の規定により解除される、または解除されたとき。
 - (7) 第40条（被共済者による共済契約の解除請求）第1項または第4項の規定により解除される、または解除されたとき。
 - (8) 第41条（共済契約の消滅）の規定により消滅する、または消滅したとき。
- 3 第1項の規定により移行する場合において、移行時に継続している入院または通院等に関する取扱いについては、この規約で規定するもののほか、細則で定める。

第3章 基本契約

第1節 基本契約共済金額

（基本契約共済金額）

第49条 基本契約1口についての共済金額は、10万円とする。

- 2 基本契約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき1,285万円とする。

第2節 基本契約の共済金および共済金の支払い

（死亡共済金および重度障害共済金）

第50条 この会は、基本契約において、被共済者が共済期間中に死亡した場合には、死亡共済金を支払い、被共済者が基本契約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として、共済期間中に重度障害となった場合には、重度障害共済金を支払う。

- 2 前項の規定により支払う死亡共済金または重度障害共済金の額は、基本契約共済金額に相当する金額とする。
- 3 更新契約における第1項の発効日または更新日は、満了した基本契約の共済金額に相当する部分については、はじめに当該共済金額により基本契約が締結されたときの発効日または更新日とする。

（死亡共済金を支払わない場合）

第51条 この会は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金を支払わない。

- (1) 被共済者が、基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺したとき。
- (2) 被共済者の犯罪行為により死亡したとき。
- (3) 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。
- (4) 共済契約者が、故意に被共済者（共済契約者と同一人である場合を除く。）を死亡させたとき。

- 2 前条第3項の規定は、前項第1号の場合に準用する。

(重度障害共済金を支払わない場合)

第52条 この会は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、重度障害共済金を支払わない。

- (1) 被共済者が、基本契約の発効日または更新日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき。
- (2) 被共済者の故意(自殺行為を除く。)により重度障害となったとき。
- (3) 被共済者の犯罪行為により重度障害となったとき。
- (4) 共済契約者が、故意に被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く。)を重度障害とさせたとき。
- (5) 重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問わない。)の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払後に重度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問わない。)の支払請求を受けたとき。

2 第50条(死亡共済金および重度障害共済金)第3項の規定は、前項第1号の場合に準用する。

第4章 傷害特約

第1節 傷害特約の締結

(傷害特約締結の要件)

第53条 傷害特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 傷害特約の種類

(傷害特約の種類)

第54条 この規約において傷害特約とは、つぎの各号のすべての特約をいう。

- (1) 災害特約 第56条(災害死亡共済金)に規定する災害死亡共済金および第57条(災害障害共済金)に規定する災害障害共済金を支払う特約
- (2) 災害入院特約 第58条(災害入院共済金)に規定する災害入院共済金を支払う特約
- (3) 災害通院特約 第59条(災害通院共済金)に規定する災害通院共済金を支払う特約

第3節 傷害特約共済金額

(傷害特約共済金額)

第55条 傷害特約1口についての共済金額は、各特約ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。

- (1) 災害特約 10万円
- (2) 災害入院特約 100円
- (3) 災害通院特約 100円

2 傷害特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき各特約ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。

- (1) 災害特約
1,200万円または基本契約共済金額のうちいずれか小さい金額
- (2) 災害入院特約 20,000円
- (3) 災害通院特約 3,000円

第4節 傷害特約の共済金および共済金の支払い

(災害死亡共済金)

第56条 この会は、災害特約において、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に死亡した場合には、災害死亡共済金として災害特約共済金額に相当する金額を支払う。

- 2 前項の場合において、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額または被共済者が死亡した日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額とする。

(災害障害共済金)

第57条 この会は、災害特約において、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に身体障害の状態になった場合には、災害障害共済金として災害特約共済金額に、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する当該身体障害が該当する等級に応じた支払割合を乗じて得た金額を支払う。

- 2 前項の場合において、不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の災害特約共済金額は、不慮の事故等が発生した日における災害特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額とする。
- 3 第1項の場合において、すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこの会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合による。
- 4 第1項の規定にかかわらず、共済期間中に身体障害の状態となっていない症状であっても、細則で定める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなす。

(災害入院共済金)

第58条 この会は、災害入院特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす入院をした場合には、災害入院共済金を支払う。

- (1) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とする入院
- (2) 前号に規定する事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院
- (3) 連続して5日以上となる入院

- 2 前項の場合には、災害入院共済金としてつぎの金額を支払う。

災害入院特約共済金額 × 入院日数

- 3 災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とする。

- 4 被共済者が、災害入院共済金が支払われる入院をした後に、同一の不慮の事故を直接の原因として再入院した場合には、当該再入院が事故の日からその日を含めて180日以内に開始されたときに限り、1回の入院とみなして第1項から第3項までの規定を適用する。

- 5 被共済者が、第1項に規定する災害入院共済金が支払われる入院（以下、この項において「当初の入院」という。）の期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として入院を開始した場合（以下、この項においてこれらの入院を「一連の入院」という。）には、当初の入院の直接の原因となった不慮の事故について災害入院共済金を支払い、異なる不慮の事故による入院については災害入院共済金を支払わない。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の災害入院共済金が支払われる期間が終了した場合には、異なる不慮の事故による入院について災害入院共済金としてつぎの金額を支払う。

災害入院特約共済金額 × (一連の入院の入院日数 - 当初の入院の入院日数)

- 6 病气入院共済金が支払われる入院中に第1項に規定する入院を開始した場合には、第2項の規定にかかわらず、災害入院共済金の支払額は、つぎのとおりとする。

災害入院特約共済金額 × 不慮の事故により入院を開始した日からその日を含めた災害入院日数

- 7 医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定した場合において、第2項、第5項および前項の入院日数は、入院した日から医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとする。
- 8 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があるとこの会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとして、第1項から第7項までの規定を適用する。
- 9 被共済者の入院中につきの各号のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に連続している入院は、この特約の共済期間中の入院とみなして、第1項から第8項までの規定を適用する。
 - (1) 第18条（共済契約の更新）第2項第1号の規定により更新できなかったとき。
 - (2) 第18条（共済契約の更新）第3項の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、減額となった部分に限る。
 - (3) 重度障害共済金が支払われ、第41条（共済契約の消滅）の規定により、共済契約が消滅したとき。
- 10 第1項に規定する災害入院共済金が支払われる入院のうち、更新後の共済期間中の入院についての災害入院共済金の額は、入院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害入院特約共済金額を限度として、各入院日における災害入院特約共済金額により計算する。ただし、前項第2号の場合を除く。
- 11 事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であっても、細則で定める場合には、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院とみなして、第1項から第10項までの規定を適用する。

（災害通院共済金）

第59条 この会は、災害通院特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす通院をした場合には、災害通院共済金を支払う。

- (1) 共済期間中に発生した不慮の事故（交通事故を除く。以下、この条において同じ。）を直接の原因とする通院
 - (2) 同一の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に通算して14日以上となる通院
- 2 前項の場合には、災害通院共済金としてつぎの金額を支払う。
$$\text{災害通院特約共済金額} \times \text{通院日数}$$
 - 3 災害通院共済金が支払われる通院日数は、同一の不慮の事故による通院について90日を限度とする。
 - 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、被共済者が、第1項に規定する通院を行っている期間中に発生した異なる不慮の事故を直接の原因として同項に規定する通院をした場合には、重複する日については、そのあらたな通院については、災害通院共済金を支払わない。
 - 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第71条（交通災害通院共済金）の規定により交通災害通院共済金が支払われることとなる通院日と重複する通院日については、災害通院共済金を支払わない。
 - 6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、被共済者が、前条に規定する災害入院共済金が支払われる入院中に通院した場合には、その入院日と重複する通院日については、原因がいかなる場合でも、災害通院共済金を支払わない。
 - 7 つぎの各号のいずれかに該当する通院は、第2項の通院日数に含めない。
 - (1) 被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院
 - (2) 被共済者が業務に従事することに支障がない場合の通院
 - (3) 通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定がある場合の通院
 - (4) 外傷所見（患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいう。）のない被共済者が訴える症状のみによる通院
 - 8 医師または歯科医師による治療が必要な期間において、通院しない場合でも傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があるとこの会が認めた日数は、第1項第2号および第2項の通院日数に含める。

9 被共済者の通院期間中につきの各号のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に継続している通院は、この特約の共済期間中の通院とみなして、第1項から第8項までの規定を適用する。

(1) 第18条（共済契約の更新）第2項第1号の規定により更新できなかったとき。

(2) 第18条（共済契約の更新）第3項の規定により、当該共済期間終了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、減額となった部分に限る。

(3) 重度障害共済金が支払われ、第41条（共済契約の消滅）の規定により、共済契約が消滅したとき。

10 第1項に規定する災害通院共済金が支払われる通院のうち、更新後の共済期間中の通院についての災害通院共済金の額は、通院の直接の原因となった不慮の事故が発生した日の災害通院特約共済金額を限度として、各通院日における災害通院特約共済金額により計算する。ただし、前項第2号の場合を除く。

（傷害特約共済金支払いの限度）

第60条 第56条（災害死亡共済金）および第57条（災害障害共済金）の規定にかかわらず、災害特約において、同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および災害障害共済金の支払額は、通算して災害特約共済金額を限度とする。

（他の障害その他の影響がある場合）

第61条 この会は、被共済者が不慮の事故等により傷害をこうむり、第56条（災害死亡共済金）、第57条（災害障害共済金）、第58条（災害入院共済金）または第59条（災害通院共済金）の規定により共済金を支払う場合において、傷害がつぎの理由により重大となったときは、細則で定める方法により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払う。

(1) すでに存在していた障害もしくは傷病の影響

(2) 当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響

(3) 正当な理由がなく、被共済者が治療を行わなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

（事故発生の際の通知義務）

第62条 被共済者について、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生状況および傷害の程度をこの会に通知するものとする。

2 前項の通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この会は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができる。

（傷害特約共済金を支払わない場合）

第63条 この会は、傷害特約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約共済金を支払わない。

(1) 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。

(2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき。

(3) 被共済者の犯罪行為によるとき。

(4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

(5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

(6) 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。

(7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき。

(8) 被共済者が第9条（被共済者の範囲）第3項各号またはつぎの各号に規定する職業に従事している場合において、その職業の就業にともなう原因により共済事故が発生したとき。

ア 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者

イ 潜水、潜函、サルベージ等に従事する者

ウ 警察官、海上保安官その他これに類するもの

エ 自衛官（防衛大学校生を含む。）

- オ 坑内、隧道内作業に従事する者
- カ 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- キ 1,000トン未満の船舶乗組員
- ク その他この会が指定する職業に従事する者

- 2 この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものについては、傷害特約共済金を支払わない。
- 3 この会は、被共済者がハイヤーまたはタクシーを運転中（業務として道路運送法（昭和26年6月1日法律183号）第3条（種類）第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業（1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般自動車運送事業）の事業用自動車を運転中の状態をいう。以下同じ。）に生じた事故については、災害入院共済金および災害通院共済金を支払わない。
- 4 この会は、災害障害共済金（別表第1「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態となり支払われる場合に限る。以下同じ。）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき、または災害死亡共済金支払後に災害障害共済金の支払請求を受けたときは、災害障害共済金を支払わない。

（地震その他の天災の場合）

第64条 この会は、第32条（戦争その他の非常な出来事の場合）に規定するもののほか、地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、傷害特約の所定の共済金を支払うことができない場合には、総会の議決を経て傷害特約の共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができる。

第5章 交通災害特約

第1節 交通災害特約の締結

（交通災害特約締結の要件）

第65条 交通災害特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 交通災害特約の種類

（交通災害特約の種類）

第66条 この規約において交通災害特約とは、つぎの各号のすべての特約をいう。

- (1) 交通災害死亡・後遺障害特約 第68条（交通災害死亡共済金）に規定する交通災害死亡共済金および第69条（交通災害障害共済金）第1項に規定する交通災害障害共済金を支払う特約
- (2) 交通災害死亡特約 第68条（交通災害死亡共済金）に規定する交通災害死亡共済金および第69条（交通災害障害共済金）第4項に規定する交通災害障害共済金を支払う特約
- (3) 交通災害入院特約 第70条（交通災害入院共済金）に規定する交通災害入院共済金を支払う特約
- (4) 交通災害通院特約 第71条（交通災害通院共済金）に規定する交通災害通院共済金を支払う特約

第3節 交通災害特約共済金額

（交通災害特約共済金額）

第67条 交通災害特約1口についての共済金額は、各特約ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。

- (1) 交通災害死亡・後遺障害特約 10万円

- (2) 交通災害死亡特約 10万円
- (3) 交通災害入院特約 100円
- (4) 交通災害通院特約 100円

2 交通災害特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき各特約ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。

- (1) 交通災害死亡・後遺障害特約
600万円または基本契約共済金額のうちいずれか小さい金額
- (2) 交通災害死亡特約
600万円または交通災害死亡・後遺障害特約共済金額のうちいずれか小さい金額
- (3) 交通災害入院特約
6,000円
- (4) 交通災害通院特約
6,000円

第4節 交通災害特約の共済金および共済金の支払い

(交通災害死亡共済金)

第68条 この会は、交通災害死亡・後遺障害特約または交通災害死亡特約において、被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に死亡した場合には、交通災害死亡共済金として交通災害死亡・後遺障害特約共済金額または交通災害死亡特約共済金額に相当する金額を支払う。

- 2 前項の場合において、交通事故が発生した日以後、交通災害死亡・後遺障害特約共済金額または交通災害死亡特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の交通災害死亡・後遺障害特約共済金額は、交通事故が発生した日における交通災害死亡・後遺障害特約共済金額または被共済者が死亡した日における交通災害死亡・後遺障害特約共済金額のいずれか小さい金額とし、交通災害死亡特約共済金額は、交通事故が発生した日における交通災害死亡特約共済金額または被共済者が死亡した日における交通災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額とする。

(交通災害障害共済金)

第69条 この会は、交通災害死亡・後遺障害特約において、被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に身体障害の状態になった場合には、交通災害障害共済金として交通災害死亡・後遺障害特約共済金額に、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する当該身体障害が該当する等級に応じた支払割合を乗じて得た金額を支払う。

- 2 前項の場合において、交通事故が発生した日以後、交通災害死亡・後遺障害特約共済金額を変更して共済契約が更新された場合の交通災害死亡・後遺障害特約共済金額は、交通事故が発生した日における交通災害死亡・後遺障害特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における交通災害死亡・後遺障害特約共済金額のいずれか小さい金額とする。
- 3 第1項の場合において、すでに身体障害のあった被共済者が同一の部位について障害の程度を加重したときは、すでにあった身体障害に関するこの会の共済金の支払いの有無にかかわらず、加重後の身体障害が該当する等級に応じた支払割合からすでにあった身体障害が該当する等級に応じた支払割合を差し引いた支払割合による。
- 4 この会は、交通災害死亡特約において、被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に別表第1「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2、3、4のいずれかの身体障害の状態になった場合には、交通災害障害共済金として交通災害死亡特約共済金額に相当する金額を支払う。
- 5 前項の場合において、交通事故が発生した日以後、交通災害死亡特約共済金額を変更して共済契約が更新された

場合の交通災害死亡特約共済金額は、交通事故が発生した日における交通災害死亡特約共済金額または被共済者が身体障害の状態になった日における交通災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額とする。

6 第1項および第4項の規定にかかわらず、共済期間中に身体障害の状態となっていない場合であっても、細則で定める場合には、共済期間中に身体障害の状態となったものとみなす。

(交通災害入院共済金)

第70条 この会は、交通災害入院特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす入院をした場合には、交通災害入院共済金を支払う。

- (1) 共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とする入院
- (2) 前号に規定する事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院
- (3) 連続して5日以上となる入院

2 前項の場合には、交通災害入院共済金としてつぎの金額を支払う。

交通災害入院特約共済金額 × 入院日数

3 交通災害入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とする。

4 第58条（災害入院共済金）第4項から第11項までの規定は、これを交通災害入院共済金に準用する。この場合において、これらの規定中、「災害入院共済金」とあるのは「交通災害入院共済金」と、「不慮の事故」とあるのは「交通事故」と、「災害入院特約共済金額」とあるのは「交通災害入院特約共済金額」と、「災害入院日数」とあるのは「交通災害入院日数」と読み替える。

(交通災害通院共済金)

第71条 この会は、交通災害通院特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす通院をした場合には、交通災害通院共済金を支払う。

- (1) 共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とする通院
- (2) 前号に規定する事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院

2 前項の場合には、交通災害通院共済金としてつぎの金額を支払う。

交通災害通院特約共済金額 × 通院日数

3 交通災害通院共済金が支払われる通院日数は、同一の交通事故による通院について90日を限度とする。

4 第59条（災害通院共済金）第4項および第6項から第10項までの規定は、これを交通災害通院共済金に準用する。この場合において、これらの規定中、「不慮の事故」とあるのは「交通事故」と、「災害通院共済金」とあるのは「交通災害通院共済金」と、「災害入院共済金」とあるのは「交通災害入院共済金」と、「災害通院特約共済金額」とあるのは「交通災害通院特約共済金額」と読み替える。

(交通災害特約共済金支払いの限度)

第72条 第68条（交通災害死亡共済金）および第69条（交通災害障害共済金）の規定にかかわらず、交通災害死亡・後遺障害特約または交通災害死亡特約において、同一の交通事故による交通災害死亡共済金および交通災害障害共済金の支払額は、通算してそれぞれの特約の共済金額を限度とする。

(交通災害特約共済金を支払わない場合)

第73条 この会は、交通災害特約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、交通災害特約共済金を支払わない。

- (1) 第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）の規定は、交通災害特約に準用する。この場合において、これらの規定中、「傷害特約」とあるのは「交通災害特約」と、「傷害特約共済金」とあるのは「交通災害特約共済金」と、「災害死亡共済金」とあるのは「交通災害死亡共済金」と、「災害障害共済金」とあるのは「交通災害障害共済金」と、「災害入院共済金および災害通院共済金」とあるのは「交通災害入院共済金および交通災害通院共済金」と読み替える。
- (2) 道路以外の場所における車輛の交通により生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行す

る交通事故証明書の交付を受けられなかったもの。

- (3) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの。
- (4) 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突により生じたもの。ただし業務上の必要による立入り、または通行により生じたものを除く。
- (5) 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く。）、競技・興行（練習を含む。）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に規定する交通機関に搭乗している間に生じた傷害を除く。
- (6) 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によりこうむった傷害
 - ア 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含む。）
 - イ 別表第3「交通事故および交通機関の範囲」に規定する交通機関の修理、点検、整備、または清掃の作業
- (7) 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- (8) 被共済者が、職務として漁業に従事している間に生じた傷害

（準用規定）

第74条 第61条（他の障害その他の影響がある場合）、第62条（事故発生の際の通知義務）および第64条（地震その他の天災の場合）の規定は、交通災害特約に準用する。この場合において、これらの規定中、「不慮の事故等」とあるのは「交通事故」と、「第56条（災害死亡共済金）」とあるのは「第68条（交通災害死亡共済金）」と、「第57条（災害障害共済金）」とあるのは「第69条（交通災害障害共済金）」と、「第58条（災害入院共済金）」とあるのは「第70条（交通災害入院共済金）」と、「第59条（災害通院共済金）」とあるのは「第71条（交通災害通院共済金）」と、「傷害特約」とあるのは「交通災害特約」と読み替える。

第6章 疾病特約

第1節 疾病特約の締結

（疾病特約締結の要件）

第75条 疾病特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 疾病特約の種類

（疾病特約の種類）

第76条 この規約において疾病特約とは、つぎの各号のすべての特約をいう。

- (1) 病気入院特約 第78条（病気入院共済金）に規定する病気入院共済金を支払う特約
- (2) 女性疾病手術特約 第79条（女性疾病手術共済金）に規定する女性疾病手術共済金を支払う特約

第3節 疾病特約共済金額

（疾病特約共済金額）

第77条 疾病特約1口についての共済金額は、それぞれつぎの各号の金額とする。

- (1) 病気入院特約 100円

- (2) 女性疾病手術特約 1万円
- 2 疾病特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき各特約ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。
- (1) 病気入院特約 16,000円
- (2) 女性疾病手術特約 9万円

第4節 疾病特約の共済金および共済金の支払い

(病気入院共済金)

第78条 この会は、病気入院特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす入院をした場合には、病気入院共済金を支払う。

- (1) 病気入院特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院
- (2) 連続して5日以上となる入院
- 2 前項の場合には、病気入院共済金としてつぎの金額を支払う。
- 病気入院特約共済金額 × 入院日数
- 3 病気入院共済金が支払われる入院日数は、1回の入院について180日を限度とする。
- 4 被共済者が、第1項に規定する入院（以下、この項において「当初の入院」という。）を開始した場合に異なる疾病を併発していたとき、または当初の入院期間中に異なる疾病を併発したときには、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなして第1項から第3項までの規定を適用する。
- 5 被共済者が、災害入院特約により災害入院共済金が支払われる入院の期間中に第1項に規定する入院を開始した場合において、災害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、第2項の規定にかかわらず、病気入院共済金として、つぎの金額を支払う。
- 病気入院特約共済金額 ×
- （災害入院特約により災害入院共済金が支払われる期間が終了した日の翌日から起算した入院日数）
- 6 更新契約における第1項第1号の発効日または更新日は、満了した共済契約の病気入院特約共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により病気入院特約が締結されたときの発効日または更新日とする。
- 7 被共済者が、第1項に規定する入院をし、退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因により入院した場合には、これらの入院は、1回の入院とみなして第1項から第6項までの規定を適用する。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として、第1項から第6項までの規定を適用する。
- 8 第4項および第7項に規定する「同一の原因」による入院には、病名を異にするものであっても、直接であると間接であるとを問わず、この会が因果関係のある一連の疾病による入院と認めた場合を含む。
- 9 医師または歯科医師が退院してもさしつかえないと認定した場合において、第2項および第5項の入院日数は、入院した日から医師または歯科医師の認定により退院してもさしつかえないこととなった日までとする。
- 10 被共済者が転入院した場合において、その転入院につき、前入院から連続して入院していたとみなすべき事情があるとこの会が認めたときは、前入院から連続して入院していたものとして、第1項から第9項までの規定を適用する。
- 11 この会は、つぎの各号のいずれかを原因とする入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、第1項から第10項までの規定を適用する。
- (1) この会が異常分娩と認めた分娩による入院
- (2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院。ただし、第58条（災害入院共済金）第11項の規定により災害入院共済金が支払われる場合は除く。

(3) 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院

12 被共済者の入院中につきの各号のいずれかの事由が発生した場合において、それらの事由の発生時に連続している入院は、この特約の共済期間中の入院とみなして、第1項から第11項までの規定を適用する。

(1) 第18条（共済契約の更新）第2項第1号の規定により更新できなかったとき。

(2) 第18条（共済契約の更新）第3項の規定により、当該共済期間満了直後の更新日から共済金額が減額となったとき。ただし、減額となった部分に限る。

(3) 重度障害共済金が支払われ、第41条（共済契約の消滅）の規定により、共済契約が消滅したとき。

13 被共済者の入院中に、病気入院特約共済金額を減額して共済契約が更新された場合には、病気入院共済金の支払額は各入院日における病気入院特約共済金額により計算する。ただし、前項第2号の場合を除く。

14 第1項第1号の規定にかかわらず、病気入院特約の発効日または更新日（以下、この項において同じ。）前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日または更新日以後の原因によるものとみなして、第1項から第13項までの規定を適用する。

（女性疾病手術共済金）

第79条 この会は、女性疾病手術特約において、共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、女性である被共済者が女性疾病手術特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として、別表第4「対象となる女性疾病手術」に規定する手術を受けた場合には、女性疾病手術共済金として女性疾病手術特約共済金額に相当する金額を支払う。

2 更新契約における前項の発効日または更新日は、満了した女性疾病手術特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により女性疾病手術特約が締結されたときの発効日または更新日とする。

3 被共済者が、別表第4「対象となる女性疾病手術」に規定する手術のうち、同時に二つ以上の手術を受けた場合には、これらを一つの手術とみなして第1項および第2項の規定を適用する。また、その二つ以上の手術のいずれかが別表第4「対象となる女性疾病手術」中、「施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。」とある場合には、もう一方の手術とみなす。

4 前項に規定する「同時に二つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいう。

(1) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき。

(2) 1日（同じ日）のうちに複数回の手術が行われたとき。

5 この会が異常分娩と認めた分娩による手術については、疾病の治療を目的とした手術とみなして、第1項から第4項までの規定を適用する。

6 第1項の規定にかかわらず、女性疾病手術特約の発効日または更新日（以下、この項において同じ。）前に発病した疾病の治療を目的とする手術であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする手術とみなして、第1項から第5項までの規定を適用する。

（疾病特約共済金を支払わない場合）

第80条 この会は、疾病特約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、疾病特約共済金を支払わない。

(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

(2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。

(3) 第78条（病気入院共済金）第11項第2号および第14項に規定する不慮の事故の場合で、第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項の規定に該当するとき。

(4) 疾病特約の発効日または更新日から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始したとき、または手術を受けたとき。

2 この会は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状がない

ものについては、共済金を支払わない。

- 3 この会は、被共済者がハイヤーまたはタクシーを運転中に生じた事故、かつ、第78条（病気入院共済金）第11項第2号および第14項に該当する場合には、病気入院共済金を支払わない。
- 4 この会は、災害入院共済金が支払われる期間については、病気入院共済金を支払わない。
- 5 第78条（病気入院共済金）第6項の規定は、第1項第4号の場合に準用する。この場合において、この規定中、「病気入院特約」とあるのは「疾病特約」と読み替える。

第7章 手術特約

第1節 手術特約の締結

（手術特約締結の要件）

第81条 手術特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 手術特約共済金額

（手術特約共済金額）

第82条 手術特約1口についての共済金額は、1万円とする。

- 2 手術特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき6万円とする。

第3節 手術特約の共済金および共済金の支払い

（手術共済金）

第83条 この会は、手術特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす手術を受けた場合には、手術共済金として手術特約共済金額に相当する金額を支払う。

(1) つぎのいずれかに該当する手術

ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術

イ 手術特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術

(2) 病院または診療所において受けた手術

(3) つぎのいずれかの種類に該当する手術

ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含む）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎに掲げる手術を除く。

(a) 創傷処理

(b) 皮膚切開術

(c) デブリードマン

(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術

(e) 抜歯手術

(f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術

イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まない。

2 更新契約における前項第1号イの発効日または更新日は、満了した手術特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により手術特約が締結されたときの発効日または更新日とする。

3 被共済者が、第1項第3号に規定する手術のうち、同時に二つ以上の手術を受けた場合には、一つの手術を受けたものとみなして第1項および第2項の規定を適用する。

4 前項に規定する「同時に二つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいう。

(1) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき。

(2) 1日（同じ日）のうちに複数回の手術が行われたとき。

5 この会は、被共済者が第1項に規定する手術を受けた場合であって、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなして第1項から第4項までの規定を適用する。

6 この会は、つぎの各号のいずれかを原因とする手術については、疾病の治療を目的とした手術とみなして、第1項から第5項までの規定を適用する。

(1) この会が異常分娩と認めた分娩による手術

(2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた手術

(3) 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術

7 手術特約の発効日または更新日（以下、この項において同じ。）前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする手術であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日または更新日以後の原因によるものとみなして、第1項から第6項までの規定を適用する。

（放射線治療共済金）

第84条 この会は、手術特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたまし施術（以下、この条において「放射線治療」という。）を受けた場合には、放射線治療共済金として手術特約共済金額に相当する金額を支払う。

(1) つぎのいずれかに該当する施術

ア 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術

イ 手術特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする施術

(2) 病院または診療所において受けた施術

(3) つぎのいずれかの種類に該当する施術

ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除く。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除く。）または温熱療法による施術を含む）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとする。

イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

2 更新契約における前項第1号イの発効日または更新日は、満了した手術特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により手術特約が締結されたときの発効日または更新日とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、被共済者が放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については放射線治療共済金を支払わない。
- 4 被共済者が、第1項第3号に規定する施術のうち、同時に二つ以上の施術を受けた場合には、一つの施術を受けたものとみなして第1項から第3項までの規定を適用する。
- 5 前項に規定する「同時に二つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいう。
- (1) 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。
- (2) 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。
- 6 この会は、つぎの各号のいずれかを原因とする施術については、疾病の治療を目的とした施術とみなして、第1項から第5項までの規定を適用する。
- (1) この会が異常分娩と認めた分娩による施術
- (2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた施術
- (3) 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による施術
- 7 手術特約の発効日または更新日（以下、この項において同じ。）前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする施術であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日または更新日以後の原因によるものとみなして、第1項から第6項までの規定を適用する。

（準用規定）

第85条 第61条（他の障害その他の影響がある場合）、第62条（事故発生の際の通知義務）、第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項から第3項まで、第64条（地震その他の天災の場合）および第80条（疾病特約共済金を支払わない場合）第1項から第3項までの規定は、手術特約に準用する。この場合において、これらの規定中、「第56条（災害死亡共済金）、第57条（災害障害共済金）、第58条（災害入院共済金）または第59条（災害通院共済金）」とあるのは「第83条（手術共済金）または第84条（放射線治療共済金）」と、「傷害特約」とあるのは「手術特約」と、「傷害特約共済金」とあるのは「手術共済金および放射線治療共済金」と、「災害入院共済金および災害通院共済金」とあるのは「手術共済金および放射線治療共済金」と、「疾病特約」とあるのは「手術特約」と、「疾病特約共済金」とあるのは「手術共済金および放射線治療共済金」と、「病气入院共済金」とあるのは「手術共済金および放射線治療共済金」と読み替える。

第8章 先進医療特約

第1節 先進医療特約の締結

（先進医療特約締結の要件）

第86条 先進医療特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 先進医療特約共済金額

（先進医療特約共済金額）

第87条 先進医療特約1口についての共済金額は、10万円とする。

- 2 先進医療特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき1,000万円とする。

第3節 先進医療特約の共済金および共済金の支払い

(先進医療共済金)

第88条 この会は、先進医療特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、別表第6「先進医療の範囲」に規定する先進医療による療養を受け、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、先進医療共済金として共済契約者または被共済者が負担した技術料に相当する金額を支払う。

(1) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた先進医療による療養

(2) 先進医療特約の発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養

2 更新契約における前項第2号の発効日または更新日は、満了した先進医療特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により先進医療特約が締結されたときの発効日または更新日とする。

3 被共済者が同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなして、第1項および第2項の規定を適用する。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなす。

4 前項に規定する「一連の療養」とは、療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいう。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含まない。

5 この会は、つぎの各号のいずれかを原因とする先進医療による療養については、疾病の治療を直接の目的とした療養とみなして、第1項から第4項までの規定を適用する。

(1) この会が異常分娩と認めた分娩により受けた先進医療による療養

(2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日経過後に受けた先進医療による療養

(3) 共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による先進医療による療養

6 第1項第2号の規定にかかわらず、先進医療特約の発効日または更新日（以下、この項において同じ。）前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日または更新日以後の原因によるものとみなして、第1項から第5項までの規定を適用する。

(準用規定)

第89条 第61条（他の障害その他の影響がある場合）、第62条（事故発生の際の通知義務）、第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項から第3項まで、第64条（地震その他の天災の場合）および第80条（疾病特約共済金を支払わない場合）第1項から第3項までの規定は、先進医療特約に準用する。この場合において、これらの規定中、「第56条（災害死亡共済金）、第57条（災害障害共済金）、第58条（災害入院共済金）または第59条（災害通院共済金）」とあるのは「第88条（先進医療共済金）」と、「傷害特約」とあるのは「先進医療特約」と、「傷害特約共済金」とあるのは「先進医療共済金」と、「災害入院共済金および災害通院共済金」とあるのは「先進医療共済金」と、「疾病特約」とあるのは「先進医療特約」と、「疾病特約共済金」とあるのは「先進医療共済金」と、「病気入院共済金」とあるのは「先進医療共済金」と読み替える。

第9章 がん特約

第1節 がん特約の締結

(がん特約締結の要件)

第90条 がん特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 がん特約の種類

(がん特約の種類)

第91条 この規約においてがん特約とは、つぎの各号のすべての特約をいう。

- | | |
|------------|---|
| (1) がん診断特約 | 第93条 (悪性新生物診断共済金) に規定する悪性新生物診断共済金および第94条 (上皮内新生物診断共済金) に規定する上皮内新生物診断共済金を支払う特約 |
| (2) がん入院特約 | 第95条 (がん入院共済金) に規定するがん入院共済金を支払う特約 |
| (3) がん手術特約 | 第96条 (がん手術共済金) に規定するがん手術共済金および第97条 (がん放射線治療共済金) に規定するがん放射線治療共済金を支払う特約 |

第3節 がん特約共済金額

(がん特約共済金額)

第92条 がん特約1口についての共済金額は、それぞれつぎの各号の金額とする。

- | | |
|------------|------|
| (1) がん診断特約 | 10万円 |
| (2) がん入院特約 | 100円 |
| (3) がん手術特約 | 1万円 |

2 がん特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき各特約ごとにそれぞれつぎの各号の金額とする。

- | | |
|------------|--------|
| (1) がん診断特約 | 100万円 |
| (2) がん入院特約 | 5,000円 |
| (3) がん手術特約 | 25万円 |

第4節 がん特約の共済金および共済金の支払い

(悪性新生物診断共済金)

第93条 この会は、がん診断特約において、被共済者が、がん診断特約の発効日から起算して91日目以後の共済期間 (共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。) 中に別表第7「悪性新生物の定義」に規定する悪性新生物 (以下、この章において「悪性新生物」という。) に生後始めて罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見 (病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見による診断確定を認めるときがある。以下同じ。) により診断確定された場合には、悪性新生物診断共済金としてがん診断特約共済金額に相当する金額を支払う。

2 前項に規定する悪性新生物診断共済金の支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りとする。

(上皮内新生物診断共済金)

第94条 この会は、がん診断特約において、被共済者が、がん診断特約の発効日から起算して91日目以後の共済期間 (共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。) 中に別表第8「上皮内新生物の定義」に規定する上皮内新生物 (以下、この章において「上皮内新生物」という。) に罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定された場合には、上皮内新生物診断共済金として、がん診断特約共済金額の10分の1に相当する金額を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が上皮内新生物診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に上皮内新生物診断共済金の支払事由に該当した場合には、上皮内新生物診断共済金を支払わない。

(がん入院共済金)

第95条 この会は、がん入院特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、つぎの各号のすべてをみたす入院をした場合には、がん入院共済金を支払う。

(1) がん入院特約の発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的とする入院

(2) 1日以上となる入院

2 前項の場合には、がん入院共済金としてつぎの金額を支払う。

がん入院特約共済金額 × 入院日数

3 被共済者が、第1項に規定する入院（以下、この項において「当初の入院」という。）を開始したときに併発していた悪性新生物もしくは上皮内新生物または当初の入院の入院期間中に併発した悪性新生物もしくは上皮内新生物の治療を目的として、あらたに第1項に規定する入院を開始した場合には、当初の入院の直接の原因と同一の原因により連続して入院したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、がん入院特約の発効日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物または上皮内新生物を直接の原因とする入院であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に開始された場合には、発効日から起算して31日目以後の原因によるものとみなして、第1項から第3項までの規定を適用する。

5 第78条（病気入院共済金）第7項から第10項まで、第12項および第13項の規定は、第1項から第4項までの場合に準用する。この場合において、これらの規定中、「病気入院特約共済金額」とあるのは「がん入院特約共済金額」と、「病気入院共済金」とあるのは「がん入院共済金」と読み替える。

（がん手術共済金）

第96条 この会は、がん手術特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、がん手術特約の発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、つぎの各号のすべてをみたす手術を受けた場合には、がん手術共済金としてがん手術特約共済金額に相当する金額を支払う。

(1) 病院または診療所において受けた手術

(2) つぎのいずれかの種類に該当する手術

ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含む）。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、つぎに掲げる手術を除く。

(a) 創傷処理

(b) 皮膚切開術

(c) デブリードマン

(d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術

(e) 抜歯手術

(f) 診療報酬点数が1,400点未満の手術

イ 先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術およびアの(a)から(d)までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まない。

2 被共済者が、前項第2号に規定する手術のうち、同時に二つ以上の手術を受けた場合には、一つの手術を受けたものとみなして前項の規定を適用する。

- 3 前項に規定する「同時に二つ以上の手術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいう。
- (1) 1回の手術（手術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の手術が行われたとき。
 - (2) 1日（同じ日）のうちに複数回の手術が行われたとき。
- 4 この会は、被共済者が第1項に規定する手術を受けた場合であって、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなして第1項から第3項までの規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、がん特約の発効日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物または上皮内新生物を直接の原因とする手術であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日から起算して31日目以後の原因によるものとみなして、第1項から第4項までの規定を適用する。

（がん放射線治療共済金）

第97条 この会は、がん手術特約において、被共済者が共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中に、がん手術特約の発効日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として、つぎの各号のすべてをみだす施術（以下、この条において「放射線治療」という。）を受けた場合には、がん放射線治療共済金としてがん手術特約共済金額に相当する金額を支払う。

- (1) 病院または診療所において受けた施術
- (2) つぎのいずれかの種類に該当する施術

ア 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除く。）または温熱療法による施術（歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射（「血液照射」を除く。）または温熱療法による施術を含む）。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとする。

イ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

- 2 前項の規定にかかわらず、被共済者が放射線治療を2回以上受けた場合、がん放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療についてはがん放射線治療共済金を支払わない。
- 3 被共済者が、第1項第2号に規定する施術のうち、同時に二つ以上の施術を受けた場合には、一つの施術を受けたものとみなして第1項および第2項の規定を適用する。
- 4 前項に規定する「同時に二つ以上の施術を受けた場合」とは、つぎのいずれかに該当するものをいう。
- (1) 1回の施術（施術を開始してから終了するまでの一連の施術）の中で、複数種類の施術が行われたとき。
 - (2) 1日（同じ日）のうちに複数回の施術が行われたとき。
- 5 第1項の規定にかかわらず、がん特約の発効日から起算して31日目においてすでに発病していた悪性新生物または上皮内新生物を直接の原因とする施術であっても、発効日からその日を含めて2年を経過した後に受けた場合には、発効日から起算して31日目以後の原因によるものとみなして、第1項から第4項までの規定を適用する。

（がん特約共済金を支払わない場合）

第98条 この会は、がん特約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。
- (2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。

第10章 介護支援特約

第1節 介護支援特約の締結

(介護支援特約締結の要件)

第99条 介護支援特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 介護支援特約共済金額

(介護支援特約共済金額)

第100条 介護支援特約1口あたりの共済金額は、10万円とする。

- 2 介護支援特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき1,000万円または基本契約共済金額のうちいずれか小さい金額とする。

第3節 介護支援特約の共済金および共済金の支払い

(介護支援共済金)

第101条 この会は、介護支援特約において、つぎの各号のすべてをみたす場合には、介護支援共済金として介護支援特約共済金額に相当する金額を支払う。

- (1) 基本契約の重度障害共済金が支払われる場合（第52条（重度障害共済金を支払わない場合）第1項第5号にいう「重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問わない。）の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払後に重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問わない。）の支払請求を受けたとき」を含む。）であり、かつ、被共済者が重度障害となった日において、常に介護を要する状態であること。
 - (2) 被共済者が介護支援特約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として、前号に規定する状態となったとき。
 - (3) 重度障害となった日から起算して6か月後の応当日（以下「基準日」という。）において、被共済者が生存していること。
- 2 更新契約における前項第2号の発効日または更新日は、満了した介護支援特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により介護支援特約が締結されたときの発効日または更新日とする。
 - 3 第18条（共済契約の更新）第2項第1号の規定により共済契約の更新ができなかった場合でも、この特約は更新されたものとみなして、第1項第3号の規定を適用する。
 - 4 第1項に規定する常に介護を要する状態とは、つぎの各号のいずれかに該当する状態をいう。
 - (1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する状態
 - (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する状態
 - (3) 食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態

(介護支援共済金を支払わない場合)

第102条 第52条（重度障害共済金を支払わない場合）第1項第1号および第2項ならびに第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項第1号から第6号までの規定は、介護支援特約に準用する。この場合において、これらの規定中、「基本契約」または「傷害特約」とあるのは「介護支援特約」と、「重度障害共済金」または「傷害特約共済金」とあるのは「介護支援共済金」と読み替える。

(介護支援特約の消滅)

第103条 第41条（共済契約の消滅）の規定にかかわらず、第101条（介護支援共済金）第1項第1号に該当し、かつ、前条に該当しない場合には、介護支援特約は消滅しない。

- 2 介護支援特約は、つぎの各号のいずれかに該当した場合には消滅する。

(1) 被共済者が基準日前に死亡した場合には、そのとき。

(2) 介護支援共済金を支払った場合には、基準日

(介護支援特約掛金の払込期間)

第104条 第101条（介護支援共済金）第3項および前条第1項の場合において、介護支援特約の共済掛金は、基本契約が消滅した日を含む共済掛金期間の次回以後の払込みを要しない。

第11章 介護・重度障害支援特約

第1節 介護・重度障害支援特約の締結

(介護・重度障害支援特約締結の要件)

第105条 介護・重度障害支援特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 介護・重度障害支援特約共済金額

(介護・重度障害支援特約共済金額)

第106条 介護・重度障害支援特約1口あたりの共済金額は、10万円とする。

2 介護・重度障害支援特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき1,200万円または基本契約共済金額のうちいずれか小さい金額とする。

第3節 介護・重度障害支援特約の共済金および共済金の支払い

(介護・重度障害支援共済金)

第107条 この会は、介護・重度障害支援特約において、つぎの各号のすべてをみたす場合には、介護・重度障害支援共済金として介護・重度障害支援特約共済金額に相当する金額を支払う。

(1) 被共済者が介護・重度障害支援特約の発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として、基本契約の重度障害共済金が支払われるとき（第52条（重度障害共済金を支払わない場合）第1項第5号にいう「重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問わない。）の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払後に重度障害共済金（当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問わない。）の支払請求を受けたとき」を含む。）。

(2) 重度障害となった日から起算して6か月後の応当日（以下、この章において「基準日」という。）において、被共済者が生存しているとき。

2 更新契約における前項第1号の発効日または更新日は、満了した介護・重度障害支援特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により介護・重度障害支援特約が締結されたときの発効日または更新日とする。

3 第18条（共済契約の更新）第2項第1号の規定により共済契約の更新ができなかった場合でも、この特約は更新されたものとみなして、第1項第2号の規定を適用する。

(介護・重度障害支援共済金を支払わない場合)

第108条 第52条（重度障害共済金を支払わない場合）第1項第1号および第2項ならびに第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項第1号から第6号までの規定は、介護・重度障害支援特約に準用する。この場合において、これらの規定中、「基本契約」または「傷害特約」とあるのは「介護・重度障害支援特約」と、「重度障害共済金」または「傷害特約共済金」とあるのは「介護・重度障害支援共済金」と読み替える。

(介護・重度障害支援特約の消滅)

第109条 第41条（共済契約の消滅）の規定にかかわらず、第107条（介護・重度障害支援共済金）第1項第1号に該当し、かつ、前条に該当しない場合には、介護・重度障害支援特約は消滅しない。

2 介護・重度障害支援特約は、つぎの各号のいずれかに該当した場合には消滅する。

(1) 被共済者が基準日前に死亡した場合には、そのとき。

(2) 介護・重度障害支援共済金を支払った場合には、基準日

(介護・重度障害支援特約掛金の払込期間)

第110条 第107条（介護・重度障害支援共済金）第3項および前条第1項の場合において、介護・重度障害支援特約の共済掛金は、基本契約が消滅した日を含む共済掛金期間の次回以後の払込みを要しない。

第12章 疾病障害特約

第1節 疾病障害特約の締結

(疾病障害特約締結の要件)

第111条 疾病障害特約は、その申込みが、基本契約に付帯してなされた場合に限り締結するものとする。

第2節 疾病障害特約共済金額

(疾病障害特約共済金額)

第112条 疾病障害特約1口あたりの共済金額は、10万円とする。

2 疾病障害特約共済金額の最高限度は、被共済者1人につき200万円とする。

第3節 疾病障害特約の共済金および共済金の支払い

(疾病障害共済金)

第113条 この会は、疾病障害特約において、被共済者が疾病障害特約の発効日または更新日以後に発病した疾病を原因として、共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含む。）中にはじめて別表第9「疾病障害の定義」に規定する特定の身体の障害の状態となった場合には、疾病障害共済金として疾病障害特約共済金額に相当する金額を支払う。

2 更新契約における前項の発効日または更新日は、満了した疾病障害特約の共済金額に相当する部分については、はじめて当該共済金額により疾病障害特約が締結されたときの発効日または更新日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、疾病障害特約の発効日または更新日（以下、この項において同じ。）前に発病した疾病を原因として特定の身体の障害の状態となった場合でも、発効日または更新日からその日を含めて2年を経過した後に特定の身体の障害の状態となったときには、その特定の身体の障害の状態は発効日または更新日以後に発病した疾病を原因としたものとみなして、第1項および第2項の規定を適用する。

(疾病障害共済金を支払わない場合)

第114条 この会は、疾病障害特約において、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、疾病障害共済金を支払わない。

(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により生じた疾病によるとき。

(2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき。

2 この会は、疾病障害共済金が支払われた場合において、その後に同一の特定の身体の障害の状態となったときは、その原因がいかなる場合でも、疾病障害共済金を重複して支払わない。

第13章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

(事業の実施方法)

第115条 この会は、別に定める「支部設置要綱」にもとづいて、この会の定款第6条(会員の資格)で定める会員の区域ごとに設けるこの会の支部を通じて、この共済事業を実施する。

2 この会は、前項の規定にかかわらず、この会の支部を設置しないで、別に定める「業務委託規約」にもとづいて、当該会員に業務の一部を委託して、この共済事業を実施することができる。

(共済代理店の設置と権限)

第116条 この会は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約の締結の代理または媒介
- (2) 共済掛金の収受に関する業務
- (3) その他この会が定めた事項に関する業務

(業務の委託)

第117条 この会は、この共済事業を実施するにあたり、この会以外の者(この会の会員および前条に規定する代理店を除く。)に必要な業務の一部(共済契約の締結の代理および媒介を除く。)を委託することができる。

第2節 事業の休廃止

(事業の休止または廃止)

第118条 この会は、この共済事業の全部または一部を休止し、または廃止する場合には、その理由および当該事業の休止または廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出るものとする。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第119条 この会は、共済契約により負う共済責任の全部または一部を日本再共済生活協同組合連合会または保険業法(平成7年6月7日法律第105号)第2条(定義)に定める保険会社もしくは外国保険会社等に再共済または再保険に付すことができる。

2 前項の場合において、再共済契約または再保険契約の締結は、個人定期生命共済再共済協定書または個人定期生命共済再保険協定書(特約書、協約書を含み、いかなる名称であるかを問わないものとする。)により行うものとする。

第4節 (略)

第120条～第125条 (略)

第5節 特約および特則の種類

(特約の種類)

第126条 特約の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 傷害特約
- (2) 交通災害特約
- (3) 疾病特約
- (4) 手術特約
- (5) 先進医療特約
- (6) がん特約
- (7) 介護支援特約
- (8) 介護・重度障害支援特約
- (9) 疾病障害特約

(特則の種類)

第127条 特則の種類は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 掛金口座振替特則
- (2) クレジットカード払特則
- (3) インターネット特則
- (4) 共済契約証書の不交付の合意に関する特則
- (5) 短期入院特則
- (6) 移行特則

第6節 共済の種類区分

(共済契約の種類)

第128条 この会が共済契約申込者と締結できる共済契約の種類は、別表第10「共済契約の種類」に規定し、あわせて共済契約の種類ごとの基本契約および特約の共済金額、加入年齢の範囲および更新年齢の範囲、ならびに共済契約の種類を組み合わせる場合の制限を記載するものとする。

第7節 共済金額の制限

(複数契約の禁止)

第129条 共済契約は、前条に規定する共済契約の種類ごとに締結するものとし、被共済者1人につき締結することのできる共済契約は、1つの共済契約の種類ごとに1つとする。

第8節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第130条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第9節 契約者割りもどし

(契約者割りもどし金)

第131条 この会は、(略) つぎの各号のいずれかに該当する共済契約に対して、(略) 契約者割りもどし金の割当てを行う。

(1) 当該事業年度末に有効な共済契約

(2) 当該事業年度中に共済期間を満了した契約のうち、当該事業年度末に有効な契約に更新した共済契約

2 契約者割りもどし金は、細則で定める方法により共済契約者に支払う。

3 この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割りもどしを約さないものとする。

第10節 規約の変更

(規約の変更)

第132条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第11条(共済契約内容の提示)第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第548条の4(定型約款の変更)にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。ただし、当該契約内容の変更は、予定危険率等の共済掛金額の算出基礎の変更を伴わないものに限る。

2 前項の場合には、この会は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級別支払割合表の変更)

第133条 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」(以下「障害等級表」という。)中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この会が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができる。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

(診療報酬点数表の変更)

第134条 この会は、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の改正により手術料が算定される手術または放射線治療料が算定される施術の種類が変更されるなど、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正が手術特約およびがん手術特約(以下、この条において「手術特約等」という。)の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、手術特約等の支払事由を変更することができる。ただし、この場合には、この会は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第11節 雑 則

(時 効)

第135条 共済金および諸返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第136条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第137条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第138条 この特則は、第21条（共済掛金の口座振替扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第139条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(口座振替扱による共済掛金の払込み)

第140条 初回掛金を口座振替扱により払い込む場合の初回掛金は、第16条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、この会が当該共済契約の初回掛金をはじめて指定口座からこの会の口座に振り替えようとした日までに、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときは、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 第2回以後の共済掛金は、第19条（共済掛金の払込み）第3項および第5項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの会の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの会の口座に振り替えることにより払い込まなければならない。

3 第1項および第2項の場合において、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）の共済掛金を振り替える場合において、この会は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この会に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかななければならない。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第141条 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第2項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行うものとする。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第18条（共済契約の更新）第11項および第23条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第142条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
- 3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該取扱金融機関等に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。
- 4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第143条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

- (1) 第139条(掛金口座振替特則の締結)第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (3) 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止したとき。
- (4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

(振替日の変更)

第144条 この会または取扱金融機関等の事情により、この会は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合において、この会は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

第2章 クレジットカード払特則

(クレジットカード払特則の適用)

第145条 この特則は、第22条(共済掛金のクレジットカード扱)に規定するクレジットカード扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(クレジットカード払特則の締結)

第146条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、付帯することができる。

- 2 この特則を付帯するには、当該共済契約者とカード会社が会員規約等によりクレジットカードの使用を認めた者が同一でなければならない。

(共済掛金の受領)

第147条 初回掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等を確認し(以下「有効性等の確認」という。)、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、承諾した日をこの会が第17条(共済契約の成立および発効日)および第18条(共済契約の更新)に規定する初回掛金を受け取った日とみなす。

- 2 前項の場合において、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、この会がクレジットカードによる支払いを承諾した日から、8営業日以内にこの会に第12条(共済契約の申込み)に規定する共済契約申込書が提出されないときには、当該共済契約について申込みがなかったものとする。
- 3 第2回以後の共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合において、この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行い、クレジットカードによる支払いを承諾したときには、払込期日までに共済掛金を受け取ったものとみなす。
- 4 この会が、カード会社へ当該クレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの各号のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金の払込みについて、第1項または第3項の規定を適用しない。
 - (1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき。ただし、共済契約者等がカード会社の会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、かつ、共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額をすでに支払っている場合を除く。

(2) 共済契約者等がカード会社に共済掛金相当額を支払っていないとき。

5 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(共済掛金の受領ができなかった場合の扱い)

第148条 前条第4項の規定により更新契約の初回掛金および第2回以後の共済掛金相当額の払込みがなかった場合には、この会は、共済契約者に共済掛金を直接請求することができるものとする。この場合において、共済契約者は、第18条（共済契約の更新）第11項および第23条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する日までに、未払込共済掛金の全額を他のクレジットカードまたは他の方法により、この会またはこの会の指定した場所に払い込まなければならない。

(クレジットカードの変更等)

第149条 共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出なければならない。

3 共済契約者がクレジットカード扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの会および当該カード会社に申し出て、他の共済掛金の払込方法に変更しなければならない。

4 カード会社がクレジットカードによる共済掛金の払込みの取扱いを停止した場合には、この会は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、当該クレジットカードをこの会が指定する他のカード会社が発行するクレジットカードに変更するか、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

(クレジットカード払特則の消滅)

第150条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅する。

(1) この会がカード会社より共済掛金相当額を領収できないとき。

(2) この会がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。

(3) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき。

(4) 共済契約者が共済掛金の払込みを他の方法に変更したとき。

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合には、この会はその旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みを他の方法に変更しなければならない。

(クレジットカード扱における返戻金等の払戻方法)

第151条 第147条（共済掛金の受領）第1項および第3項において、この会が受け取った共済掛金にかかる契約について、第35条（共済契約の無効）第2項および第43条（返戻金の払戻し）に規定する返還または払戻しが生じる場合には、この会は、カード会社から共済掛金相当額が領収された後に共済契約者に返還し、または払い戻す。

第3章 インターネット特則

(インターネット特則の適用)

第152条 この特則は、第13条（インターネット扱）に規定するインターネット扱による共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約の保全を実施する場合に適用する。

(インターネット特則の締結)

第153条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この会の承諾を得て、その申し出のつど、付帯することができる。

2 共済契約者等は、この特則を付帯するにあたっては、この会が細則で定める基準をみたさなければならない。

(電磁的方法による共済契約の申込み)

第154条 共済契約申込者は、第12条（共済契約の申込み）第1項および第2項の規定にかかわらず、電磁的方法により

共済契約の申込み手続を行うことができる。

2 前項に規定する共済契約の申込み手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」という。）に第12条（共済契約の申込み）第1項に規定する事項を入力し、この会に送信する。
- (2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信する。
- (3) この会は第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知する。

（電磁的方法による共済契約申込みの諾否）

第155条 この会は、第15条（共済契約申込みの諾否）第1項の規定にかかわらず、前条の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知する。

2 この会が前条の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に第15条（共済契約申込みの諾否）第3項に規定する事項を入力し、共済契約申込者に送信する。

（電磁的方法による共済契約の更新）

第156条 共済契約者は、第18条（共済契約の更新）第5項および第6項の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約を更新する際に共済契約の変更手続を行うことができる。

2 前項に規定する共済契約の変更手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に第18条（共済契約の更新）第5項に規定する事項を入力し、この会に送信する。
- (2) 共済契約者または被共済者は、契約情報画面等にこの会が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この会に送信する。
- (3) この会は第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の変更の申し出があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の変更の申し出を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

3 この会は、第18条（共済契約の更新）第14項の規定にかかわらず、前項の変更の申し出を受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約者に通知する。

4 この会が第2項の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等に第15条（共済契約申込みの諾否）第3項に規定する事項を入力し、共済契約者に送信する。

（共済契約の保全）

第157条 共済契約者は、つぎに掲げる事項については、本則の規定にかかわらず、この会所定の書類またはこの会が定める書式に代えて、電磁的方法によりこの会に通知することができる。

- (1) 第46条（氏名または住所の変更）に規定する事項中、第1号に定める住所の変更
- (2) 第142条（指定口座の変更等）第1項および第2項に規定する指定口座の変更
- (3) その他この会が認めた事項

2 前項に規定する共済契約の保全手続は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項各号に規定する通知事項を入力し、この会に送信する。
- (2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

（電磁的方法）

第158条 この特則に規定するもののほか、電磁的方法の実施のための手続について、必要な事項は、細則で定める。

(重複の回避)

第159条 インターネット扱による当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を使用することが本則による共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続と重複するときは、本特則の規定を適用するものとする。

(インターネット特則の消滅)

第160条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

- (1) 共済契約者等からの申し出に応じて、この特則に規定する当該の共済契約の申込み、共済契約の更新または共済契約の保全の手続を終了したとき。
- (2) 電磁的方法が不可能なとき。

第4章 共済契約証書の不交付の合意に関する特則

(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の適用)

第161条 この特則は、共済契約を締結する際に、この会と共済契約者等との間に、共済契約証書を交付しないことについて、合意のある場合に適用する。

(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の締結)

第162条 この特則は、インターネット特則の付帯があったときに限り、付帯する。

(共済契約証書の不交付)

第163条 この会は、この特則により、第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、共済契約証書を共済契約者等に交付しない。

(共済契約証書の記載事項に関する特則)

第164条 この会は、第15条（共済契約申込みの諾否）第3項の規定にかかわらず、契約情報画面等に記載した事項を共済契約証書の記載事項とみなして、当該共済契約を扱うものとする。

(共済契約証書の不交付の合意に関する特則の消滅)

第165条 共済契約者等は、この会の定める方法により共済契約証書の交付を請求することができる。この場合、この特則は消滅する。

第5章 短期入院特則

(短期入院特則の適用)

第166条 この特則は、この会が、別表第10「共済契約の種類」に規定する共済契約の種類（1）のうち、総合プラス、大型タイプ、大型60歳タイプ、大型65歳タイプ、大型70歳タイプ、総合80歳タイプ、がん保障プラスおよびがん保障60歳プラスを除くすべてのタイプの共済契約において、第58条（災害入院共済金）に規定する災害入院共済金、第70条（交通災害入院共済金）に規定する交通災害入院共済金および第78条（病気入院共済金）に規定する病気入院共済金を支払う場合に適用する。

- 2 前項の規定によりこの特則を適用した場合には、第58条（災害入院共済金）第1項第3号、第70条（交通災害入院共済金）第1項第3号および第78条（病気入院共済金）第1項第2号中、「連続して5日以上となる入院」とあるのは、「1日以上となる入院」と読み替える。

(短期入院特則の締結)

第167条 この特則は、共済契約者等から前条第1項の共済契約に申込みがあり、かつ、この会がこれを承諾した場合に締結する。

(短期入院特則の解約の禁止)

第168条 共済契約者は、この特則のみを解約することはできない。

第6章 移行特則

(移行特則の適用)

第169条 この特則は、すでに締結されているこの会の実施することも定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約において、共済契約者の退職により共済契約を同一の内容で継続することができない場合などに、この規約により被共済者を同一人とする共済契約を締結するとき（以下、この章において「移行」という。）に適用する。

2 この章において、前項のことも定期生命共済事業規約または団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約を、以下「移行前契約」という。

3 この章において、移行により締結された共済契約を、以下「移行後契約」という。

(移行特則の締結)

第170条 この特則は、つぎの各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、共済契約者から申し出があった場合に限り、被共済者になる者の同意およびこの会の承諾を得て、付帯することができる。

(1) ことも定期生命共済事業規約にもとづく共済契約の被共済者の年齢が、共済期間の満了日の翌日において、同事業規約で定める被共済者の範囲外となったとき。

(2) 団体定期生命共済事業規約にもとづく共済契約（以下、この項において「団体生命共済契約」という。）の共済期間中に共済契約者が退職したとき。

(3) 団体生命共済契約において、団体の共済契約者の人数が減少することにより、共済契約が解除されたとき。

(4) 団体生命共済契約の被共済者（ただし、共済契約者と生計を一にする共済契約者の子または共済契約者と生計を一にする共済契約者の配偶者の子に限る。）の年齢が、同事業規約で定める被共済者の範囲外となったとき。

(5) その他、細則で定める事由によるとき。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、移行することはできない。

(1) 被共済者が、第9条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外となっているとき。

(2) 移行前契約の継続期間が2年未満のとき。ただし、前項第1号の場合を除く。

(3) 移行後契約となる共済契約と同じ種類の共済契約をすでに締結しているとき。

(移行特則を付帯した共済契約の申込み)

第171条 この特則を付帯した共済契約の申込みは、共済契約申込書に必要な事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名または記名押印のうえ、移行前契約が前条第1項のいずれかの事由により、終了する日までに原則として行わなければならない。なお、この場合には、第12条（共済契約の申込み）第2項の規定にかかわらず、共済契約申込者または被共済者になる者は、質問事項の回答を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号に該当することにより移行特則を付帯した共済契約を締結する場合であり、かつ、細則で定める場合には、前項の申込みがあったものとみなすことができる。

(移行後契約の発効日)

第172条 移行後契約の発効日は、移行前契約の満期日または解約日の翌日の午前零時とする。

2 前項の規定にかかわらず、この会が認めた場合には、移行後契約の発効日を細則で定める日とすることができる。

(移行後契約の共済契約の種類)

第173条 この特則により移行することのできる移行後契約の共済契約の種類は、移行前契約の特約の種類、共済金額および移行後契約の発効日時点の年齢等に応じて決定されるものとし、細則で定める基準による。

(移行後契約の共済金の支払い)

- 第174条 この特則を付帯した共済契約の基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に重度障害となった場合には、第50条（死亡共済金および重度障害共済金）の規定中、「基本契約の発効日または更新日」とあるのを「移行前契約の基本契約の発効日または更新日」と読み替えて、本規定を適用する。
- 2 この特則を付帯した共済契約の基本契約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に自殺または自殺行為を行った場合には、第51条（死亡共済金を支払わない場合）および第52条（重度障害共済金を支払わない場合）の規定中、「基本契約の発効日または更新日から1年以内」とあるのを「移行前契約の基本契約の発効日または更新日から1年以内」と読み替えて、本規定を適用する。
 - 3 この特則を付帯した共済契約の災害特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に死亡し、または身体障害の状態となった場合には、その死亡または身体障害は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因とした死亡または身体障害（災害死亡特約から災害特約に移行した場合においては、重度障害に相当する身体障害に限る。）とみなして、第56条（災害死亡共済金）および第57条（災害障害共済金）の規定を適用する。
 - 4 この特則を付帯した共済契約の災害入院特約または災害通院特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始または通院をした場合には、その入院または通院は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした入院または通院とみなし、第58条（災害入院共済金）および第59条（災害通院共済金）の規定を適用する。
 - 5 この特則を付帯した共済契約の交通災害死亡・後遺障害特約または交通災害死亡特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に死亡し、または身体障害の状態となった場合には、その死亡または身体障害は、移行後契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とした死亡または身体障害とみなして、第68条（交通災害死亡共済金）および第69条（交通災害障害共済金）の規定を適用する。
 - 6 この特則を付帯した共済契約の交通災害入院特約または交通災害通院特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始または通院をした場合には、その入院または通院は、移行後契約の共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とした入院または通院とみなし、第70条（交通災害入院共済金）および第71条（交通災害通院共済金）の規定を適用する。
 - 7 この特則を付帯した共済契約の病気入院特約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に入院を開始した場合には、第78条（病気入院共済金）の規定中、「病気入院特約の発効日または更新日」とあるのを「移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約または医療保障特約の発効日または更新日」と読み替えて、本規定を適用する。
 - 8 この特則を付帯した共済契約の女性疾病手術特約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に発病した疾病を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に手術を受けた場合には、第79条（女性疾病手術共済金）の規定中、「女性疾病手術特約の発効日または更新日」とあるのを「移行前契約の手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日または更新日」と読み替えて、本規定を適用する。
 - 9 この特則を付帯した共済契約の手術特約において、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に手術または放射線治療を受けた場合には、その手術または放射線治療は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした手術または放射線治療とみなして、または第83条（手術共済金）もしくは第84条（放射線治療共済金）の規定中、「手術特約の発効日または更新日」とあるのを「移行前契約の手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日または更新日」と読み替えて、第83条（手術共済金）または第84条（放射線治療共済金）の規定を適用する。
 - 10 この特則を付帯した共済契約の病気入院特約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に、妊

娠・分娩に伴う異常を原因として入院を開始した場合には、第80条（疾病特約共済金を支払わない場合）第1項第4号の規定中、「疾病特約の発効日または更新日から1年以内」とあるのを「移行前契約の病気入院特約、新病気入院特約または医療保障特約の発効日または更新日から1年以内」と読み替えて、本規定を適用する。

11 この特則を付帯した共済契約の介護・重度障害支援特約において、被共済者が、移行後契約の発効日前に受傷した傷害または発病した疾病を原因として、移行後契約の共済期間中に重度障害となった場合には、第107条（介護・重度障害支援共済金）の規定中、「介護・重度障害支援特約の発効日または更新日」とあるのを「移行前契約の介護支援特約または重度障害支援特約の発効日または更新日」と読み替えて、本規定を適用する。

12 この特則を付帯した共済契約の女性疾病手術特約および手術特約において、被共済者が、移行後契約の発効日から1年以内に、妊娠・分娩に伴う異常を原因として手術または放射線治療を受けた場合には、第80条（疾病特約共済金を支払わない場合）第1項第4号の規定中、「疾病特約の発効日または更新日から1年以内」とあるのを「移行前契約の手術特約、新手術特約または医療保障特約の発効日または更新日から1年以内」と読み替えて、本規定を適用する。

13 移行前契約がこども定期生命共済事業規約であり、かつ、移行前契約の共済期間中に不慮の事故が発生していた場合には、第59条（災害通院共済金）第1項第2号の規定中、「180日以内に通算して14日以上となる通院」とあるのは「180日以内に行われた通院」と読み替える。

14 この特則を付帯した共済契約の先進医療特約において、第171条（移行特則を付帯した共済契約の申込み）第2項の規定により移行した場合であり、かつ、被共済者が、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故または移行後契約の発効日前に生じた疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、その先進医療による療養は、移行後契約の共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした先進医療による療養とみなして、または第88条（先進医療共済金）の規定中、「先進医療特約の発効日または更新日」とあるのを「移行前契約の発効日または更新日」と読み替えて、第88条（先進医療共済金）の規定を適用する。

15 移行前契約が団体定期生命共済事業規約であり、かつ、壮年タイプへ移行した場合において、被共済者が、つぎの各号のいずれかに該当するときは、移行後契約の基本契約または病気入院特約共済金額に相当する金額を支払う。

(1) 移行前契約の発効日前に受傷した傷害もしくは発病した疾病を原因として移行後契約の共済期間中に重度障害となったとき。

(2) 移行後契約の発効日前に発病した疾病、不慮の事故もしくはそれ以外の外因を直接の原因として移行後契約の共済期間中に入院を開始したとき（災害入院共済金が支払われる場合を除く。）。

16 移行前契約が団体定期生命共済事業規約であり、かつ、壮年タイプへ移行した場合において、移行前契約の共済期間中に発生した不慮の事故等または不慮の事故を直接の原因として、移行後契約の共済期間中に共済事故が発生した場合には、第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項第8号および同条第3項の規定を適用しない。

17 第1項から第16項までの規定にかかわらず、この会は、移行前契約で共済金が支払われる場合には、移行後契約からは共済金を支払わない。

18 第3項、第4項および第5項の場合において、不慮の事故等、不慮の事故または交通事故が発生した時点の共済金額と移行後契約の共済金額が異なるときには、共済金の支払額は、不慮の事故等、不慮の事故もしくは交通事故が発生した時点の共済金額または移行後契約の共済金額のいずれか小さい金額により計算する。

19 第1項、第2項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項および第12項の規定は、移行後契約のうち、移行前契約の基本契約、病気入院特約、手術特約、新病気入院特約、新手術特約、医療保障特約、介護支援特約または重度障害支援特約の共済金額に相当する部分ならびに手術の範囲にのみ適用する。

（移行後契約の通算限度）

第175条 移行前契約において、この会が災害入院共済金、新災害入院共済金、傷害入院共済金、病気入院共済金、新病気入院共済金または疾病入院共済金を支払っていた場合には、その入院日数を第58条（災害入院共済金）第3項、

第70条（交通災害入院共済金）第3項および第78条（病気入院共済金）第3項における入院日数の限度に算入する。

2 移行前契約において、この会が障害共済金または災害障害共済金を支払っていた場合には、その支払額を第60条（傷害特約共済金支払いの限度）における災害特約共済金額の限度に算入する。

3 移行前契約において、この会が交通災害障害共済金を支払っていた場合には、その支払額を第72条（交通災害特約共済金支払いの限度）における交通災害特約共済金額の限度に算入する。

（移行後契約における死亡共済金受取人）

第176条 移行前契約において死亡共済金受取人が指定または変更されていた場合には、移行により共済金額が変更されたときを含めて、移行後契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなす。

（移行前契約が終了した場合の取扱い）

第177条 この会は、移行前契約が取り消しとなり、無効となり、失効し、解除され、または消滅した場合には、当該移行後契約は無効とし、移行はなされなかったものとして取り扱う。

付 則

（2019年5月20日総会議決。ただし、別紙第1から別紙第5までは2019年4月18日理事会議決。）

（施行期日）

1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日（2019年8月5日）から施行し、2020年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。

2 つぎの各号に掲げる改正後の条項は、適用の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

- (1) 第35条（共済契約の無効）
- (2) 第39条（告知義務違反による共済契約の解除）
- (3) 第45条（共済契約による権利義務の承継）
- (4) 第132条（規約の変更）
- (5) 第135条（時効）

身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態その他この会が認めるものをいい、「その他この会が認めるもの」は、細則に定める。

2 身体障害等級別支払割合表

「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとする。

なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

施行規則の障害等級	支払割合	身体障害
第1級	100%	施行規則の障害等級表中の「身体障害」欄による。
第2級		
第3級 (2、3、4に限る)		
第3級 (2、3、4を除く)	90%	
第4級	80%	
第5級	70%	
第6級	60%	
第7級	50%	
第8級	45%	
第9級	30%	
第10級	20%	
第11級	15%	
第12級	10%	
第13級	7%	
第14級	4%	

不慮の事故等の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいう。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除く。

- (1) 急激とは、事故から傷害の発生までの経過が直接的で時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性または持続性が認められるものは含まない。
- (2) 偶然とは、事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者にとって予見できないことをいう。
- (3) 外因とは、事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいう。

2 外因による事故の範囲

分類項目	基本分類コード
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外する。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外する。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。	E 916～E 928

分類項目	基本分類コード
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれない。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外する。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E 978)」は除外する。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999
21. その他この会が特に認めた場合	

(注) 昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中上記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとする。

3 感染症

感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとする。

分類項目	基本分類コード	
コレラ	A 00	
腸チフス	A 01. 0	
パラチフスA	A 01. 1	
細菌性赤痢	A 03	
腸管出血性大腸菌感染症	A 04. 3	
結核	A 15-A 19	
ペスト	A 20	
ジフテリア	A 36	
急性灰白髄炎<ポリオ>	A 80	
南米出血熱	アルゼンチン出血熱	A 96. 0
	ボリビア出血熱	A 96. 1
	ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱	A 96. 8
ラッサ熱	A 96. 2	
クリミア・コンゴ<Crimean - Congo>出血熱	A 98. 0	
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A 98. 3	
エボラ<Ebola>ウイルス病	A 98. 4	
痘瘡	B 03	
鳥インフルエンザ(H5N1)	J 09	
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	U 04	
その他細則で定めるもの		

交通事故および交通機関の範囲

1 交通事故の範囲

この規約において「交通事故」とは、つぎの各号のものをいう。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（これに積載されているものを含む。以下同じ。）との衝突・接触等による事故
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故（別表第2の1、2に規定するもの。以下同じ。）
- (4) 乗客（入場客を含む。）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさす。）における被共済者の不慮の事故
- (5) 道路（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第1号から第7号までに定めるもの。）を通行中の被共済者のつぎに規定する不慮の事故
 - ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ 火災または破裂・爆発

2 対象となる交通機関の範囲

交通機関の範囲は、つぎの各号に定めるところによる。

- (1) 自動車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含む。）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除く。
- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第8号から第12号までに定めるもの。）。ただし、つぎに規定するものを含む。
 - ア 身体障害者用の車イスおよび小児用の車
 - イ 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
- (3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条（定義）第1項に定める航空機
- (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条（定義）第1項に定める船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含む。
- (5) その他この会が認めるもの

対象となる女性疾病手術

1 定義

- (1) 「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1から23に該当するものをいう。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除く。
- (2) 「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しない。
- (3) 「根本手術」とは、完治を目的とした手術であり、少なくとも同一入院期間中には一度しか行われぬ手術を指す。
- (4) 「全摘除術」とは、該当する臓器をすべて摘出する手術をいう。
- (5) 「開腹」とは、腹壁を切開し、腹腔内を開放することをいう。

2 適用方法

- (1) 1の手術を受けた場合で、表中の手術の種類の一つ以上に該当し、その手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとする。
 「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる腹部臓器手術」（女性生殖器のみ。検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とする。）
- (2) 所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。

手術番号および手術の種類
§ 胸・腹部の手術 1. 乳房切断術 2. 植皮術（女性生殖器および乳がんによる乳房切除後の乳房・乳輪・乳頭再建術のみ。女性生殖器の場合は、25cm ² 未満は除く。） 3. 子宮全摘除術 4. 子宮筋腫手術 5. 子宮脱根本手術 6. 子宮内反症手術 7. 子宮位置矯正術 8. 子宮破裂手術 9. 子宮膣部切除術 10. 帝王切開娩出術 11. 子宮外妊娠手術 12. その他の子宮手術（子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く。） 13. 膣脱手術 14. 癒着性子宮付属器摘除術 15. 付属器腫瘍摘出術 16. 卵巣・卵管手術 17. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術（女性生殖器のみ。） 18. 腸および腸間膜切開縫合・剥離・固定術（女性生殖器のみ。）
§ 悪性新生物の手術 19. 悪性新生物手術（女性生殖器・乳腺のみ。） 20. 悪性新生物温熱療法（女性生殖器・乳腺のみ。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。）
§ 上記以外の手術 21. 上記以外の開腹術（女性生殖器のみ。） 22. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる腹部臓器手術（女性生殖器のみ。検査・処置は含まない。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とする。）
§ 新生物根治放射線照射 23. 新生物根治放射線照射（女性生殖器・乳腺のみ。50グレイ（5,000ラド）以上の照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の給付を限度とする。）

公的医療保険制度の定義

手術特約およびがん手術特約における「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）
- (6) 船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

先進医療の範囲

1 先進医療とは、つぎのすべてをみたすものをいう。

(1) つぎに掲げる法律にもとづく評価療養のうち厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養をいう。ただし、厚生労働省告示に定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限る。

ア 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

イ 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）

エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年9月8日法律第152号）

オ 私立学校教職員共済法（昭和28年8月21日法律第245号）

カ 船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

(2) 療養を受けた日現在において、(1)中のアからキまでに掲げる法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養以外の療養

2 「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいう。

悪性新生物の定義

- 1 がん特約における悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいう。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00-C 14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15-C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30-C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40-C 41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43-C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45-C 49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51-C 58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60-C 63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64-C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69-C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73-C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76-C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは推定されたもの	C 81-C 96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
真性赤血球増加症<多血症>	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
慢性骨髄増殖性疾患	D 47. 1
本態性(出血性)血小板血症	D 47. 3
骨髄線維症	D 47. 4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D 47. 5

- 2 前記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいう。

第5桁性状コード
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 悪性新生物には国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(第7版)で病期分類が0期の病変は含まれない。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しない。

上皮内新生物の定義

- 1 がん特約における上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいう。

分類項目	基本分類コード
口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸(部)の上皮内癌	D06
その他および部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
その他および部位不明の上皮内癌	D09

- 2 前記1において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいう。

第5桁性状コード
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

疾病障害の定義

疾病障害特約における特定の身体の障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいう。

1. 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
2. 心臓に人工弁を置換したもの
3. 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
4. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
5. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの

（備考）

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカー」とは、体内に埋め込んだ心臓ペースメーカーをいい、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含まない。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合（電池交換等）を除く。
- (2) 「人工弁」とは、機能が低下した弁膜の代用として、心臓内に移植するために人工的に作られた弁膜をいい、生体弁の移植を含むものとする。ただし、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除く。
- (3) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml／分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg／dl以上で回復の見込のない場合をいう。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによる。
- (4) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいう。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除く。
- (5) 「腎移植」とは、腎機能の回復の見込がないときに、他人から健康な腎臓の提供を受ける治療をいい、自家腎移植および再移植を除く。
- (6) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいう。
ただし、直腸および肛門を一塊として摘出していない場合であっても、恒久的な人工肛門を造設したものについては、直腸および肛門を一塊として摘出したものとみなす。
- (7) 「人工肛門」とは、恒久的に腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいう。
- (8) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に解放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいう。

共済契約の種類

共済契約の種類は、共済契約の種類（1）および（2）に規定するものをいう。

表中の「加入年齢の範囲」とは、あらたに被共済者となることができる契約年齢の範囲をいう。また、「更新年齢の範囲」とは、すでに被共済者となっている場合に更新ができる契約年齢の範囲をいう。

共済契約の種類（1）

共済契約の種類		総合保障 タイプ (1口)	総合保障 60歳 タイプ (1口)	総合保障 タイプ (2口)	総合保障 60歳 タイプ (2口)	総合保障 65歳 タイプ (2口)	総合保障 70歳 タイプ (2口)	総合保障 80歳 タイプ (2口)
加入年齢の範囲		18～59歳	60～64歳	18～59歳	60～64歳	-	-	-
更新年齢の範囲		18～59歳	60～64歳	18～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～84歳
基本契約		200万円	50万円	400万円	100万円	50万円	50万円	20万円
傷害 特約	災害特約	200万円	50万円	400万円	100万円	50万円	50万円	不担保
	災害入院特約	1,500円	1,500円	3,000円	3,000円	2,000円	1,000円	1,000円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	100万円	25万円	200万円	50万円	50万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	100万円	25万円	200万円	50万円	50万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	1,000円	500円	2,000円	1,000円	1,000円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	500円	500円	1,000円	1,000円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	1,000円	750円	2,000円	1,500円	1,500円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		200万円	50万円	400万円	100万円	50万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		総合保障 タイプ (3口)	総合保障 60歳タイプ (3口)	総合保障 65歳タイプ (3口)	総合保障 70歳タイプ (3口)	総合保障 80歳タイプ (3口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		18～59歳 18～59歳	60～64歳 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		600万円	150万円	75万円	75万円	30万円
傷害 特約	災害特約	600万円	150万円	75万円	75万円	不担保
	災害入院特約	4,500円	4,500円	3,000円	1,500円	1,500円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	300万円	75万円	75万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	300万円	75万円	75万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	3,000円	1,500円	1,500円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	1,500円	1,500円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	3,000円	2,250円	2,250円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		600万円	150万円	75万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		総合保障 タイプ (4口)	総合保障 60歳タイプ (4口)	総合保障 65歳タイプ (4口)	総合保障 70歳タイプ (4口)	総合保障 80歳タイプ (4口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		18～49歳 18～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		800万円	200万円	100万円	100万円	40万円
傷害 特約	災害特約	800万円	200万円	100万円	100万円	不担保
	災害入院特約	6,000円	6,000円	4,000円	2,000円	2,000円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	400万円	100万円	100万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	400万円	100万円	100万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	4,000円	2,000円	2,000円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	2,000円	2,000円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	4,000円	3,000円	3,000円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		800万円	200万円	100万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		総合保障 タイプ (5口)	総合保障 60歳タイプ (5口)	総合保障 65歳タイプ (5口)	総合保障 70歳タイプ (5口)	総合保障 80歳タイプ (5口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		18～49歳 18～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		1,000万円	250万円	125万円	125万円	50万円
傷害 特約	災害特約	1,000万円	250万円	125万円	125万円	不担保
	災害入院特約	7,500円	7,500円	5,000円	2,500円	2,500円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	500万円	125万円	125万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	500万円	125万円	125万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	5,000円	2,500円	2,500円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	2,500円	2,500円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	5,000円	3,750円	3,750円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		1,000万円	250万円	125万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		総合保障 タイプ (6口)	総合保障 60歳タイプ (6口)	総合保障 65歳タイプ (6口)	総合保障 70歳タイプ (6口)	総合保障 80歳タイプ (6口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		18～49歳 18～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		1,200万円	300万円	150万円	150万円	60万円
傷害 特約	災害特約	1,200万円	300万円	150万円	150万円	不担保
	災害入院特約	9,000円	9,000円	6,000円	3,000円	3,000円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	600万円	150万円	150万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	600万円	150万円	150万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	6,000円	3,000円	3,000円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	3,000円	3,000円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	6,000円	4,500円	4,500円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		1,200万円	300万円	150万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		総合保障 タイプ (1.3口)	総合保障 タイプ (2.7口)	総合保障 60歳タイプ (2.7口)	総合保障 65歳タイプ (2.7口)	総合保障 70歳タイプ (2.7口)	総合保障 80歳タイプ (2.7口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		- 18～59歳	- 18～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		260万円	540万円	135万円	67.5万円	67.5万円	27万円
傷害 特約	災害特約	260万円	540万円	135万円	67.5万円	67.5万円	不担保
	災害入院特約	1,950円	4,050円	4,050円	2,700円	1,350円	1,350円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	130万円	270万円	67.5万円	67.5万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	130万円	270万円	67.5万円	67.5万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	1,300円	2,700円	1,350円	1,350円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	650円	1,350円	1,350円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	1,300円	2,700円	2,025円	2,025円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		260万円	540万円	135万円	67.5万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		総合保障 タイプ (5.5口)	総合保障 60歳タイプ (5.5口)	総合保障 65歳タイプ (5.5口)	総合保障 70歳タイプ (5.5口)	総合保障 80歳タイプ (5.5口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		- 18～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		1,100万円	275万円	137.5万円	137.5万円	55万円
傷害 特約	災害特約	1,100万円	275万円	137.5万円	137.5万円	不担保
	災害入院特約	8,250円	8,250円	5,500円	2,750円	2,750円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	550万円	137.5万円	137.5万円	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	550万円	137.5万円	137.5万円	不担保	不担保
	交通災害入院特約	5,500円	2,750円	2,750円	不担保	不担保
	交通災害通院特約	2,750円	2,750円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	5,500円	4,125円	4,125円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		1,100万円	275万円	137.5万円	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

契約内容		共済契約の種類					
		医療保障 タイプ (1口)	医療保障 60歳タイプ (1口)	医療保障 タイプ (2口)	医療保障 60歳タイプ (2口)	医療保障 65歳タイプ (2口)	医療保障 70歳タイプ (2口)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		18～59歳 18～59歳	60～64歳 60～64歳	18～59歳 18～59歳	60～64歳 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳
基本契約		25万円	10万円	50万円	20万円	15万円	10万円
傷害 特約	災害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	災害入院特約	5,000円	3,000円	10,000円	6,000円	3,000円	1,500円
	災害通院特約 (交通事故除く)	1,000円	不担保	2,000円	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害通院特約	1,000円	不担保	2,000円	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	5,000円	3,000円	10,000円	6,000円	3,000円	1,500円
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		3万円	1.5万円	6万円	3万円	3万円	不担保
先進医療特約		500万円	250万円	1,000万円	500万円	500万円	500万円
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

契約内容		共済契約の種類					
		医療保障 タイプ (0.7口)	医療保障 タイプ (1.4口)	医療保障 60歳タイプ (1.4口)	医療保障 65歳タイプ (1.4口)	がん保障 プラス	がん保障 60歳プラス
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		18～49歳 18～59歳	- 18～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	18～49歳 18～59歳	- 60～64歳
基本契約		17.5万円	35万円	14万円	10.5万円	10万円	3万円
傷害 特約	災害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	災害入院特約	3,500円	7,000円	4,200円	2,100円	不担保	不担保
	災害通院特約 (交通事故除く)	700円	1,400円	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害通院特約	700円	1,400円	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	3,500円	7,000円	4,200円	2,100円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		2.1万円	4.2万円	2.1万円	2.1万円	不担保	不担保
先進医療特約		350万円	700万円	350万円	350万円	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	100万円	30万円
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	5,000円	1,500円
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	25万円	5万円
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

共済契約の種類		生命保障 タイプ (基本型)	生命保障 60歳タイプ (基本型)	生命保障 65歳タイプ (基本型)	生命保障 70歳タイプ (基本型)	生命保障 80歳タイプ (基本型)	生命保障 タイプ (1/2倍型)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		- 15～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳	- 15～59歳
基本契約		500万円	150万円	100万円	60万円	30万円	250万円
傷害 特約	災害特約	500万円	150万円	100万円	60万円	30万円	250万円
	災害入院特約	2,500円	1,500円	1,250円	1,000円	1,000円	1,250円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害通院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	2,500円	1,500円	1,250円	不担保	不担保	1,250円
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		500万円	150万円	100万円	60万円	不担保	250万円
疾病障害特約		100万円	20万円	10万円	10万円	不担保	50万円

共済契約の種類		生命保障 タイプ (2倍型)	生命保障 60歳タイプ (2倍型)	生命保障 65歳タイプ (2倍型)	生命保障 70歳タイプ (2倍型)	生命保障 80歳タイプ (2倍型)
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		- 15～59歳	- 60～64歳	- 65～69歳	- 70～79歳	- 80～84歳
基本契約		1,000万円	300万円	200万円	120万円	60万円
傷害 特約	災害特約	1,000万円	300万円	200万円	120万円	60万円
	災害入院特約	5,000円	3,000円	2,500円	2,000円	2,000円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害通院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	5,000円	3,000円	2,500円	不担保	不担保
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		1,000万円	300万円	200万円	120万円	不担保
疾病障害特約		200万円	40万円	20万円	20万円	不担保

共済契約の種類 契約内容		共済契約の種類						
		大型タイプ	大型60歳タイプ	大型65歳タイプ	大型70歳タイプ	総合プラス	総合80歳タイプ	
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		-	-	-	-	-	-	
基本契約		1,200万円	300万円	150万円	150万円	200万円	20万円	
傷害特約	災害特約	1,200万円	300万円	150万円	150万円	200万円	不担保	
	災害入院特約	10,000円	8,000円	6,000円	3,000円	2,000円	1,000円	
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
交通災害特約	交通災害死亡・後遺障害特約	300万円	100万円	150万円	50万円	200万円	不担保	
	交通災害死亡特約	300万円	100万円	150万円	50万円	不担保	不担保	
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	1,500円	不担保	
	交通災害通院特約	3,000円	3,000円	不担保	不担保	750円	不担保	
疾病特約	病気入院特約	6,000円	4,500円	4,000円	不担保	750円	不担保	
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
がん特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
介護支援特約		1,000万円	300万円	150万円	不担保	200万円	不担保	
介護・重度障害支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	

共済契約の種類 契約内容		共済契約の種類			
		医療タイプ	医療60歳タイプ	医療65歳タイプ	医療プラス
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		-	-	-	-
基本契約		50万円	20万円	15万円	25万円
傷害特約	災害特約	不担保	不担保	不担保	不担保
	災害入院特約	6,000円	4,500円	2,500円	3,000円
	災害通院特約 (交通事故除く)	2,000円	不担保	不担保	1,000円
交通災害特約	交通災害死亡・後遺障害特約	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害通院特約	2,000円	不担保	不担保	1,000円
疾病特約	病気入院特約	6,000円	4,500円	2,500円	3,000円
	女性疾病手術特約	6万円	不担保	不担保	3万円
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保
がん特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保

(注)

1. つぎの各号に定める共済契約の種類の新年限の範囲は、2019年7月31日現在、現に存する共済契約から更新した共済契約の場合には、0歳から59歳とする。
 - (1) 総合保障タイプ（60歳タイプ、65歳タイプ、70歳タイプおよび80歳タイプを除く）
 - (2) 医療保障タイプ（60歳タイプ、65歳タイプ、および70歳タイプを除く）
2. がん保障プラスの新年限の範囲は、2019年7月31日現在、現に存する共済契約から更新した共済契約の場合には、15歳から59歳とする。
3. 総合保障タイプについて、2以上となる共済契約の種類を締結する場合で、合計して4口以上（総合プラスと組み合わせて加入する場合は合計して3口以上）となる場合には、加入年齢の範囲は49歳までとする。
4. 総合保障タイプおよび総合保障60歳タイプは、大型タイプ、生命保障タイプ（基本型）、生命保障タイプ（2倍型）、生命保障タイプ（1/2倍型）、大型60歳タイプ、生命保障60歳タイプ（基本型）および生命保障60歳タイプ（2倍型）と組み合わせて加入することはできない。
5. 医療保障タイプおよび医療保障60歳タイプは、医療タイプ、医療プラスまたは医療60歳タイプと組み合わせて加入することはできない。
6. がん保障プラスは、総合保障タイプ、医療保障タイプ、生命保障タイプ（基本型）、生命保障タイプ（2倍型）、生命保障タイプ（1/2倍型）、大型タイプ、総合プラス、医療タイプ、医療プラスまたは終身生命共済事業規約で実施する終身医療5000もしくは終身医療プランベーシックタイプ60（2019）の共済契約（以下「基本タイプ」という。）があるときに限り、共済契約の締結をすることができる。なお、がん保障プラスの共済契約を締結した後、基本タイプの共済契約が取消し、無効、失効、解約、解除または消滅となった場合には、がん保障プラスまたはがん保障60歳プラスの共済契約を継続することはできない。

共済契約の種類（2）

共済契約の種類 契約内容		壮年 Aタイプ (200万円)	壮年 Aタイプ (300万円)	壮年 Aタイプ (500万円)	壮年 Bタイプ (200万円)	壮年 Bタイプ (300万円)	壮年 Bタイプ (500万円)
		-			-		
加入年齢の範囲 更新年齢の範囲		55～69歳			55～69歳		
基本契約		200万円	300万円	500万円	200万円	300万円	500万円
傷害 特約	災害特約	200万円	300万円	500万円	200万円	300万円	500万円
	災害入院特約	2,000円	3,000円	5,000円	2,000円	3,000円	5,000円
	災害通院特約 (交通事故除く)	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
交通 災害 特約	交通災害死亡・後遺障 害特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害死亡特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	交通災害通院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病 特約	病気入院特約	不担保	不担保	不担保	1,500円	1,500円	1,500円
	女性疾病手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
手術特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
先進医療特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
がん 特約	がん診断特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん入院特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
	がん手術特約	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
介護・重度障害支援特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保
疾病障害特約		不担保	不担保	不担保	不担保	不担保	不担保

個人定期生命共済事業細則

(総 則)

第1条 全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、個人定期生命共済事業規約（以下「規約」という。）第136条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(病院または診療所に準ずる取扱い)

第2条 規約第2条（定義）第11号にいう「病院」および「診療所」について、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に定めるものと同等の機能を備える場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準じて取り扱う。

2 柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）にいう施術所に入所または通所した場合には、当該施術所について、病院または診療所に準じて取り扱う。

(内縁関係にある者等の範囲)

第3条 規約第9条（被共済者の範囲）第1項第2号に定める「内縁関係にある者等」とは、生活実態をもとにこの会が認めた場合に限る。

(死亡共済金受取人を指定または変更するときの基準)

第4条 規約第10条（共済金受取人）第4項第4号にいう「その他細則で定めるとき」とは、共済契約者の親族以外で、かつ、共済契約者の身のまわりの世話をしている者その他共済契約者と日常生活上で密接な関係のある者に指定または変更するときをいう。

(加入審査の基準)

第5条 規約第12条（共済契約の申込み）第3項、規約第15条（共済契約申込みの諾否）第1項ならびに規約第18条（共済契約の更新）第7項および第8項にいう「細則で定める基準」とは、被共済者になる者の健康状態等についての質問事項への回答および提出された申込書その他の書類に関し、その諾否を判断するために設定する基準をいう。

(共済契約の更新を適当でないと判断される場合)

第6条 規約第18条（共済契約の更新）第2項第2号にいう「細則に定める事由」とは、つぎの各号の場合とする。

(1) 被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき。

(2) 被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき。

(3) 被共済者が事故によるものであることが判然としない治療を繰り返しているとき。

(4) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この会に対して共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとする。）を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(5) その他、この会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき。

(長期契約および短期契約)

第7条 規約第19条（共済掛金の払込み）第2項にいう「細則で定めるところ」とは、共済掛金の払込方法につき、月払または一括払とし、払い込むべき共済掛金の額につき、払込方法ごとに、それぞれつぎの各号に規定する額とする。

(1) 月払

月払共済掛金の額

(2) 一括払

共済期間満了までの月数（1か月にみたくない端数日は切り捨てる。以下同じ。）に応じてつぎのとおり

ア 6か月未満

月払共済掛金の額 × 共済期間満了までの月数

イ 6か月以上1年未満

半年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 6)

ウ 1年以上

年払共済掛金の額 +

月払共済掛金の額 × (共済期間満了までの月数 - 12)

(各共済金請求の提出書類)

第8条 規約第24条(共済金の請求)第1項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、つぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類		(1) 共済金請求書	(2) 死亡診断書 (注) 死体検案書)	(3) 後遺障害診断書 (注)	(4) 入院・手術等を証明する医師の 診断書 (注)	(5) 通院を証明する医師の診断書 (注)	(6) 交通事故である証明書	(7) 交通事故以外の不慮の事故等 ある証明書	(8) 被共済者および共済金受取人の 戸籍謄本 戸籍全部事項証明 書)	(9) 共済金受取人の印鑑証明書	(10) 費用を支払ったことを示す領収 書	(11) その他の必要書類
共済金の種類												
死亡	交通事故	○	○				○		○	○		○
	交通事故以外の不慮の事故等	○	○					○	○	○		○
	その他の原因	○	○						○	○		○
重度障害	交通事故	○		○			○			○		○
	交通事故以外の不慮の事故等	○		○				○		○		○
	その他の原因	○		○						○		○
障害	交通事故	○		○			○			○		○
	交通事故以外の不慮の事故等	○		○				○		○		○
入院	交通事故	○			○		○			○		○
	交通事故以外の不慮の事故	○			○			○		○		○
	病	○			○					○		○
	が	○			○					○		○
手術・放射線治療	交通事故	○			○		○			○		○
	交通事故以外の不慮の事故	○			○			○		○		○
	病	○			○					○		○
	女性疾病	○			○					○		○
	が	○			○					○		○
先進医療	交通事故	○			○		○			○	○	○
	交通事故以外の不慮の事故	○			○			○		○	○	○
	病	○			○					○	○	○
が ん 診 断		○			○					○		○
通院	交通事故	○				○	○			○		○
	交通事故以外の不慮の事故	○				○		○		○		○
介護支援		○		○						○		○
介護・重度障害支援		○		○						○		○
疾病障害		○			○					○		○

(注) この会の定める書式による。

2 規約第27条(指定代理請求人または代理請求人による共済金等の代理請求)第1項および第3項にいう「細則で定める書類」とは、前項各号に規定する書類に加えて、つぎの各号に規定する書類をいう。

- (1) 共済契約者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 指定代理請求人または代理請求人の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (3) 指定代理請求人または代理請求人の印鑑証明書
- (4) 指定代理請求人または代理請求人の住民票の写し(世帯全員のもの)
- (5) 共済契約者または指定代理請求人が共済金等を請求できない特別な事情があることを証明する書類
- (6) その他の必要書類

(共済契約の解約の手續)

第9条 共済契約者は、規約第37条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合には、この会所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この会に提出しなければならない。

(被共済者による解除請求時の取扱い)

第10条 規約第40条(被共済者による共済契約の解除請求)第1項第4号にいう「その他細則で定める事由」とは、つぎの各号のいずれかの場合をいう。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号)にもとづき、被共済者が保護の対象となっているとき。
- (2) その他、前号と同等の状況が発生したとき。

2 同条第3項の規定により共済契約者が解除請求に応じない場合に、被共済者がこの会に共済契約の解除を求めるときは、つぎの各号に規定する書類を提出しなければならない。

- (1) 共済契約者に対し解除請求した旨を記載した書類
- (2) 被共済者本人であることが確認できる書類
- (3) その他の必要書類

(移行時に継続している入院の取扱い)

第11条 規約第48条(他の事業規約にもとづく共済契約への移行)第3項の「移行時に継続している入院に関する取扱い」とは、移行前の共済期間中に入院を開始し、移行時に入院を継続している場合に、当該入院の退院日までを移行前の共済契約の共済期間中とみなすことをいう。

(災害障害共済金および交通災害障害共済金の取扱い)

第12条 規約第57条(災害障害共済金)第4項および規約第69条(交通災害障害共済金)第6項にいう「細則で定める場合」とは、共済期間(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む。)の満了日において将来残存するであろうと断定できる障害があり、身体障害の状態になることが明らかであると認められる場合をいう。

(災害入院共済金の取扱い)

第13条 規約第58条(災害入院共済金)第11項にいう「細則で定める場合」とは、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院の退院日までに、または事故から180日以内の通院期間中に、181日以降に当該不慮の事故を直接の原因とする治療を目的として入院する期間が確定している場合をいう。

(災害通院共済金の取扱い)

第14条 規約第59条(災害通院共済金)第8項にいう「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があるところの会が認めた日数」とは、骨折、脱臼、腱の断裂等の治療のため医師の指示により体外固定具を常時装着した日数をいう。ただし、つぎの各号のすべてをみたした場合に限る。

- (1) 傷害部位が、手指、足指、鼻、顎骨、歯牙以外であること
- (2) 体外固定具がギプスその他これに類する程度に傷害の部位を固定するものであること

(他の障害その他の影響がある場合の取扱い)

第15条 規約第61条(他の障害その他の影響がある場合)にいう「細則で定める方法」とは、同条第1号から第3号までに規定する影響その他の必要な調査を行い、共済金の額を決定することをいう。

(精神障害および泥酔の定義)

第16条 規約第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項第6号にいう「精神障害」とは、精神が障害されたことにより、注意力・判断能力・思考能力を著しく欠いた状態をいう。

2 規約第63条（傷害特約共済金を支払わない場合）第1項第6号にいう「泥酔」とは、飲酒（アルコールの摂取）により、歩行不能、意識の混乱、容易に睡眠に陥る等、身体が麻痺状態になり、注意力・判断能力・思考能力を著しく欠いた状態をいう。

（運行中および搭乗の定義）

第17条 規約第73条（交通災害特約共済金を支払わない場合）第5号および規約別表第3「交通事故および交通機関の範囲」にいう「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第19号の停車とする。）中、発車準備中または無人暴走その他この会が認めるものいい、つぎの各号の場合は、含まないものとする。

(1) 駐車（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第18号の駐車とする。）中

(2) 車庫、格納庫またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中（ただし、けい留中であっても、乗客の乗降中は運行中とする。）

(3) リフト、エレベーター、エスカレーターの運転休止中

2 規約第73条（交通災害特約共済金を支払わない場合）第5号および規約別表第3「交通事故および交通機関の範囲」にいう「搭乗」とは、つぎの各号の場合をいう。

(1) 運行中の交通機関に乗車（船）するために交通機関に手または足をかけたときから、下車（船）のために足が地面につく直前まで

(2) 自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで

(3) 自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで

(4) その他この会が認めるもの

（異常分娩の範囲）

第18条 規約第78条（病气入院共済金）第11項、規約第79条（女性疾病手術共済金）第5項、第83条（手術共済金）第6項第1号、第84条（放射線治療共済金）第6項第1号および第88条（先進医療共済金）第5項第1号にいう「この会が異常分娩と認めた分娩」とは、帝王切開等の妊娠または分娩に伴う異常があり、公的医療保険制度の適用を受けたものをいう。

（薬物依存の定義）

第19条 規約第80条（疾病特約共済金を支払わない場合）第1項第2号にいう「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2およびF19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含むものとする。

第20条 （略）

（契約者割りもどし金の支払方法）

第21条 規約第131条（契約者割りもどし金）第2項にいう「細則で定める方法」とは、支払方法や支払時期に関して、あらかじめこの会が共済契約者に対して通知することをいう。

（細則の変更）

第22条 この会は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この会は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

（インターネット特則にかかる基準および手続等）

第23条 規約第153条（インターネット特則の締結）第2項にいう「細則で定める基準」とは、インターネットおよび使用するパソコンその他の利用環境に関して設定する基準をいう。

2 この会は、規約第158条（電磁的方法）にもとづき、電磁的方法実施のための本人確認、手続利用にあたっての取り決めその他の手続に関する事項を別に定めるものとする。

（移行特則を付帯することができる場合）

第24条 規約第170条（移行特則の締結）第1項第5号にいう「細則で定める事由」とは、同条同項第2号および第3号と同等の事由があるところの会が認めるときをいう。

（移行後契約の発効日）

第25条 規約第172条（移行後契約の発効日）第2項にいう「この会が認めた場合」とは、団体のやむを得ない事情により事務手続が遅れたときをいい、「細則で定める日」とは、移行前契約の満期日または解約日の翌日から1か月以内の日で、共済契約申込者が指定する日とする。ただし、移行前契約の満期日または解約日が月の末日である場合には、翌々月1日を発効日とすることができる。

（移行することのできる移行後契約の共済契約の種類）

第26条 規約第173条（移行後契約の共済契約の種類）にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 移行前契約がこども定期生命共済事業規約にもとづく共済契約であり、当該共済契約が年齢満了となるとき。ただし、移行前契約の共済契約の種類によりつぎのとおりとする。

共済契約の種類		移行後契約
ア	こども保障タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合保障タイプ（2口） ・総合保障タイプ（1口） ・医療保障タイプ（2口） ・医療保障タイプ（1口） ・総合保障タイプ（1口）と医療保障タイプ（1口）との組み合わせ
イ	キッズタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合保障タイプ（2口） ・総合保障タイプ（1口） ・医療保障タイプ（1口） ・総合保障タイプ（1口）と医療保障タイプ（1口）との組み合わせ
ウ	キッズワイドタイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合保障タイプ（2口） ・総合保障タイプ（1口） ・医療保障タイプ（2口） ・医療保障タイプ（1口） ・総合保障タイプ（1口）と医療保障タイプ（1口）との組み合わせ

- (2) 移行前契約が団体定期生命共済事業規約の場合において、移行後契約の発効日における被共済者の年齢が満18歳以上満54歳以下であり、かつ、移行前契約の満期日または解約日から遡って直近の2年間に継続して加入している基本契約の最小の共済金額により、つぎのとおりとする。ただし、移行後契約の発効日における被共済者の年齢が移行後契約の加入年齢の範囲内である場合に限る。

基本契約共済金額		移行後契約
ア	400万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・総合保障タイプ（2口）
イ	600万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・総合保障タイプ（2口） ・総合保障タイプ（3口）
ウ	800万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・総合保障タイプ（2口） ・総合保障タイプ（3口） ・総合保障タイプ（4口）

（移行の申込みがあったとみなすことのできる移行後契約の共済契約の種類）

第27条 規約第171条（移行特則を付帯した共済契約の申込み）第2項にいう「細則で定める場合」とは、前条第1項第

1号のうちつぎの場合とする。

(1) 移行前契約がこども定期生命共済事業規約こども保障タイプであり、かつ、移行後契約が医療保障タイプ（1口）であるとき。

(2) 移行前契約がこども定期生命共済事業規約キッズタイプであり、かつ、移行後契約が総合保障タイプ（1口）であるとき。

(3) 移行前契約がこども定期生命共済事業規約キッズワイドタイプであり、かつ、移行後契約が総合保障タイプ（1口）であるとき。

（身体障害等級別支払割合表）

第28条 規約別表第1の「身体障害等級別支払割合表」は、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に掲げるものとする。

（身体障害の状態の定義）

第29条 規約別表第1「身体障害等級別支払割合表」にいう「その他この会が認めるもの」とは、つぎの各号のいずれかの状態とする。

(1) 不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害

(2) これ以上治療をおこなっても、将来において回復が困難と見込まれる非器質性精神障害であつて、常に介護を要する状態

（感染症の適用範囲）

第30条 規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項（感染症）にいう「細則で定めるもの」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、つぎの表のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとする。

分類項目	基本分類コード
アメーバ赤痢	A06.0、A06.1
猩紅熱	A38
流行性脳脊髄膜炎（髄膜炎菌性髄膜炎）	A39.0
発疹チフス	A75.0
日本脳炎	A83.0

（改 廃）

第31条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決により行う。

付 則

（2019年10月25日一部改正）

（施行期日）

1 この細則は、2019年10月25日から施行し、2020年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条（細則の変更）は、適用の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

身体障害等級別支払割合表

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することが	50%

障害等級	身体障害	支払割合
	できないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外ぼうに著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外ぼうに相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの	30%
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	15%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
	3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削 除 8 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1 手の小指を失ったもの 9 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削 除 14 外ぼうに醜状を残すもの	10%
第13級	1 1 眼の視力が0.6以下になったもの 2 1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1 手の小指の用を廃したもの 5 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削 除 7 削 除 8 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削 除 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 - 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 - 6 その他の身体障害の等級認定については、この会の基準により行う。
- (注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、平成23年2月1日施行の労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」による。